

第3次古賀市環境基本計画

(素案)

令和5年11月

目次

本 編

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景と目的	2
第2節 計画の役割と位置づけ	3
第3節 計画の対象範囲	4
第4節 計画期間	4
第5節 市民、事業者、行政の役割	5
第2章 古賀市の環境の現状	7
第1節 古賀市の環境をとりまく社会の動向	8
第2節 古賀市の概況	16
第3節 環境に対する市民の意識	22
第3章 めざすべき環境の姿	27
第1節 めざす環境像	28
第2節 環境分野と環境目標	29
第3節 取組の体系	30
第4章 環境像を実現するための取組	35
第1節 自然環境	36
第2節 生活環境	42
第3節 気候変動	49
第4節 資源循環	54
第5節 環境意識と行動	60
第6節 市の施策における共通テーマ	67

第5章 開発事業における環境配慮指針	73
第6章 計画の着実な推進に向けて	75
第1節 計画の推進体制	76
第2節 計画の進行管理	78
資料編	80

第1章

計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的	2
第2節 計画の役割と位置づけ	3
第3節 計画の対象範囲	4
第4節 計画期間	4
第5節 市民、事業者、行政の役割	5

写真掲載予定

第 1 節 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

「古賀市環境基本計画」は、市がめざす環境像やこれを実現するための施策について、総合的・体系的に明らかにして、あらゆる主体が一丸となって環境保全に取り組んでいくための計画です。

古賀市では、これまで 2004（平成 16）年度に第 1 次計画、2014（平成 26）年度に第 2 次計画を策定し、市民や事業者、行政が協働して環境保全に取り組んできました。

しかし、近年は地球温暖化が原因とみられる記録的な集中豪雨や猛暑などによる災害が発生しており、また、プラスチックごみによる海洋汚染、食べきれずに廃棄される食品ロスなど、地域課題が地球規模の危機と密接に関わる問題が生じています。

(2) 計画策定の目的

第 2 次計画は策定から 10 年が経過し、計画期間（2023 年度）を終了しました。そこで、第 3 次計画（以下「本計画」という。）は、社会動向の変化や、近年生じている新たな地域課題、これまでの計画の評価・検証結果等を踏まえ、次の 10 年間にめざすべき古賀市の環境像を掲げ、その実現方針を示すことを目的とします。

第2節 計画の役割と位置づけ

本計画は、「古賀市環境基本条例」に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものであり、第5次古賀市総合計画で掲げた都市イメージ「ひと育つこが育つ」を環境面から実現するためのものです。なお、本計画は、古賀市の環境行政の最上位計画に位置づけられます。

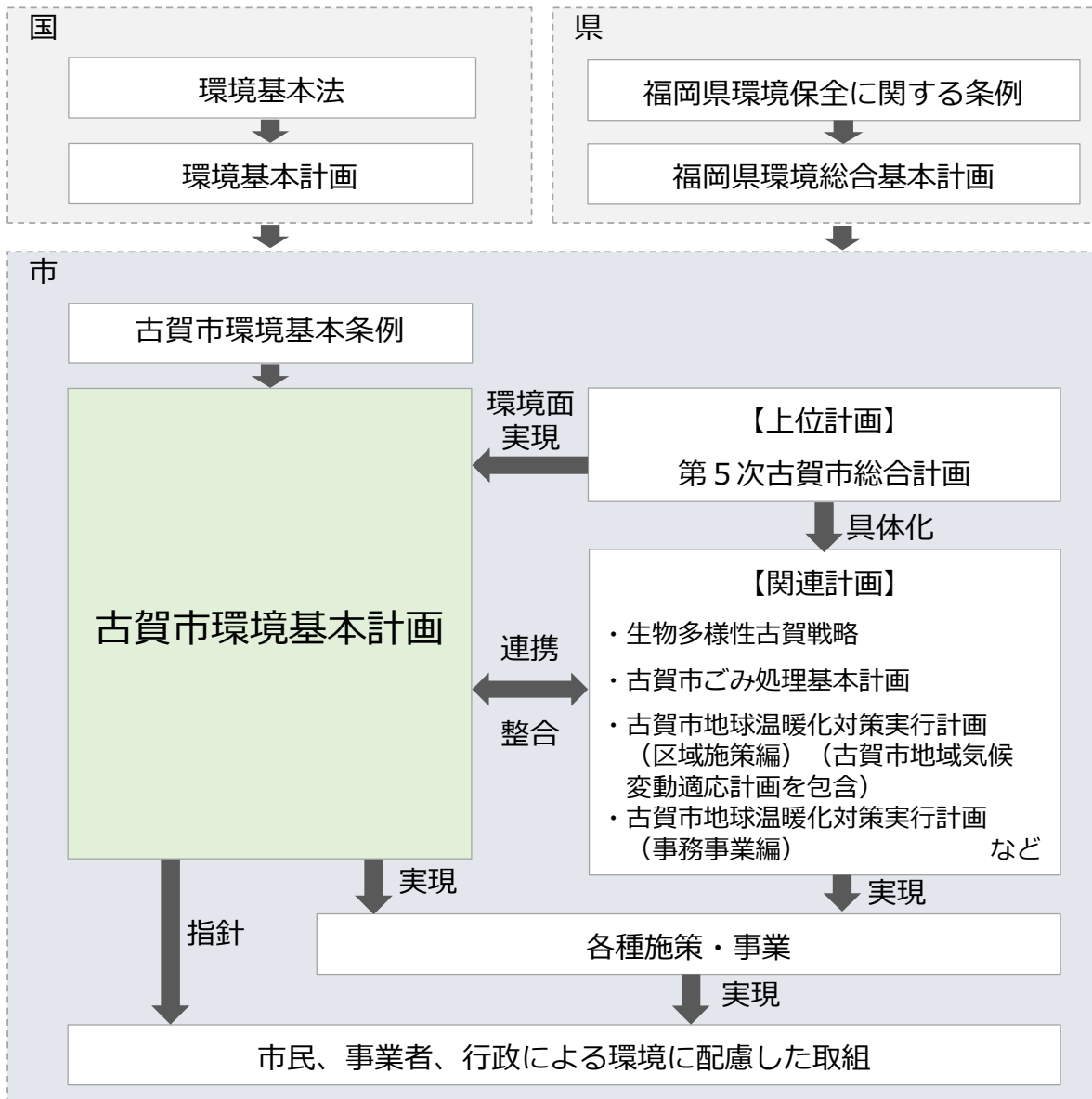


図1-1 計画の位置づけと役割

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象地域は古賀市全域とします。行政区域の枠を超えて広域的な対応が求められる問題に対しては、近隣市町や県、国の関係機関と連携を図りつつ取り組みます。

また、本計画では、身近な生活環境から地球温暖化等の地球全体の環境まで、幅広い要素を対象とします（表 1-1）。

表 1-1 計画の対象とする環境の要素

環境分野	環境の要素
自然環境	森林、農地、水辺、動植物、自然景観、人と自然とのふれあい など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、悪臭、衛生、都市景観、歴史・文化 など
気候変動	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
資源循環	廃棄物、リサイクル など
環境意識と行動	環境教育・学習、市民参加、個人・団体・事業者との連携 など

第4節 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度の10年間とします。

中間年度である2028（令和10）年度には、前期事業・施策の進捗状況の確認と計画の見直しを行い、後期事業・施策を決定します。また、環境に関する新たな課題や、社会・経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

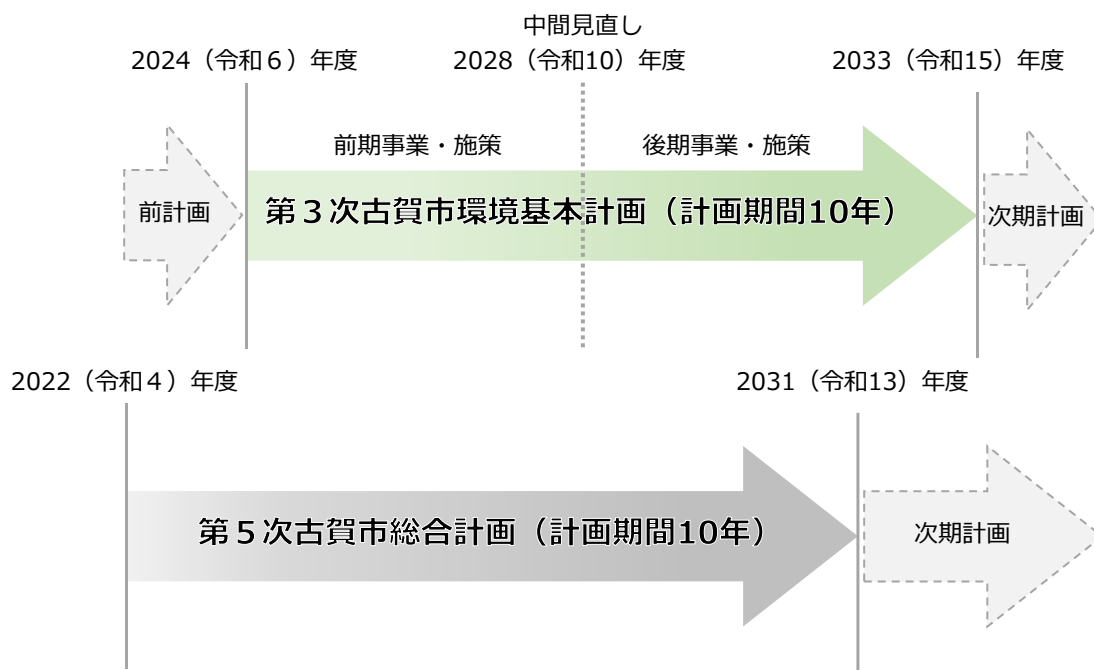


図 1-2 計画期間

第5節 市民、事業者、行政の役割

(1) 市民の役割

- 日常生活における環境への負荷を認識し、負荷を低減するように努めます。
- 人と環境の関わりについて関心と理解を深めます。
- 自主的に地域の環境保全活動に取り組みます。
- 市や事業者が実施する取組に協力します。

(2) 事業者の役割

- 事業活動における環境への負荷を認識し、負荷を低減するように努めます。
- 事業活動において、環境保全に努めます。
- 市が実施する環境施策に協力するとともに、市民、民間団体が実施する環境保全活動に協力します。

(3) 行政の役割

- 環境保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 市民や事業者、民間団体など、各主体が行う環境保全活動の促進を図ります。
- 施策の実施にあたっては、環境負荷の低減に率先して取り組みます。

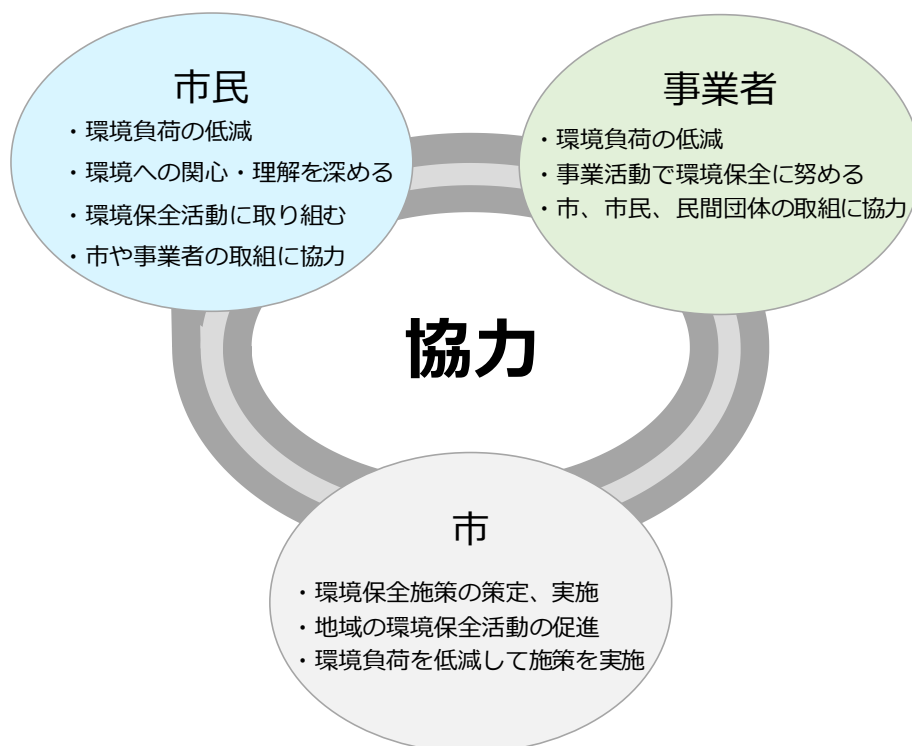


図 1 - 3 市民、事業者、行政の役割

第2章

古賀市の環境の現状

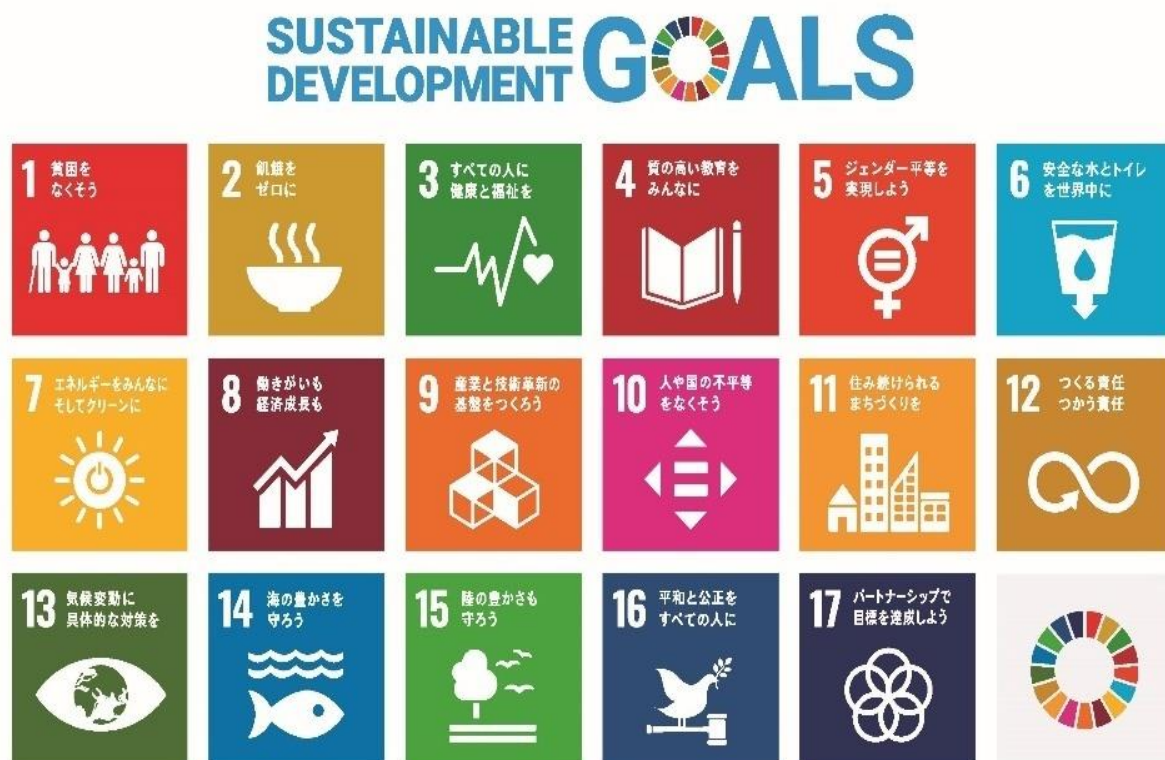
第1節 古賀市の環境をとりまく社会の動向	8
第2節 古賀市の概況	16
第3節 環境に関する市民の意識	22

写真掲載予定

第 1 節 古賀市の環境をとりまく社会の動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。SDGsでは、環境や社会・経済の諸課題を統合的に解決するという考え方が提唱されており、市でもこの考え方を取り入れて施策を推進していく必要があります。



[出典：国際連合広報センター]

図 2 - 1 持続可能な開発目標（SDGs）

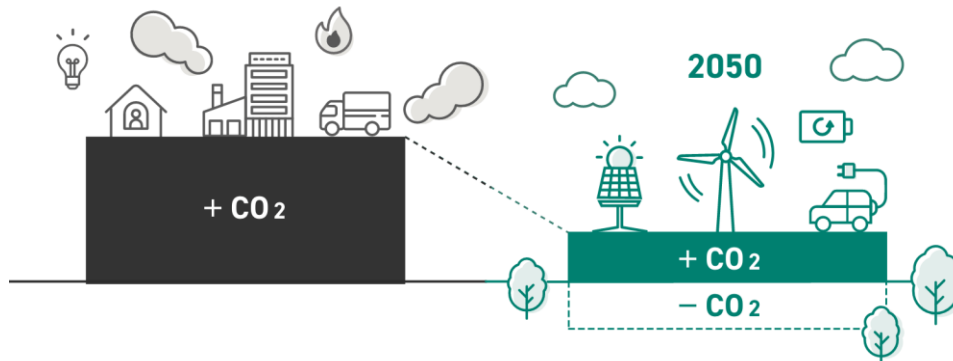
(2) カーボンニュートラルをめざす動き

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定が採択されました。本協定では、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑える（1.5℃に抑えるよう努力する）ことや、今世紀後半に温室効果ガス排出量を実施ゼロにすることなどが合意されています。

これを踏まえて、日本を含む世界中の国々が、「カーボンニュートラル」（二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること）を2050年までに達成するという目標を掲げています。

このような社会情勢を踏まえ、市では2021年3月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、温室効果ガス排出量の削減や森林保全などによる吸収作用の強化を進めています。

このように、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する取組を「緩和策」といいます。



[出典：環境省 Web ページ]

図 2-2 カーボンニュートラルの考え方

また、災害の多発化・激甚化など、既に気候変動の影響は顕在化しています。

将来避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにする「適応策」を進めることも注目されています。

「緩和策」と「適応策」は車の両輪の関係であり、気候変動対策の推進には両方への取組が必要です。

適応とは？

影響に備える

適応策の例

- 熱中症予防 (Sun icon, hat, water bottle, smartphone)
- 感染症予防のため虫刺されに注意 (Mosquito icon)
- 災害に備える (Dam icon, house, trees)
- 水利用の工夫 (Water tap icon)
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培 (Fruit and plant icons)

[出典：国立環境研究所 気候変動適応センター Web ページ]

図 2-3 気候変動への「適応」



古賀市ゼロカーボンシティ宣言

～2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざして～

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響によって、世界各地では、大規模災害が多発しており、我が国においてもこれまでに経験したことのない集中豪雨や猛暑等による甚大な被害が毎年のように発生し、古賀市においてもその影響を受けています。私たちは、この世界の危機的状況を認識し、地球温暖化を緊急課題として位置付け、日々の暮らしの中でできることを考え、行動し、その対策に積極的に取り組まなければなりません。

2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と示されました。また、2021年の国連の気候変動枠組条約第26回締約国会議においては、「パリ協定が掲げる、世界の平均気温の上昇を1.5度に抑える努力を追求する」とした成果文書が採択されました。

本市の緑豊かな山々や白砂青松の美しい海岸線を有する海、さらにこの海に注ぐ大根川などをはじめとする豊かな自然を守り、誰もが安心して暮らせる持続可能で豊かな環境を次世代につないでいくため、そして、未来の地球のために、『2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ』の実現をめざすことをここに宣言します。

令和3年11月30日

古賀市長

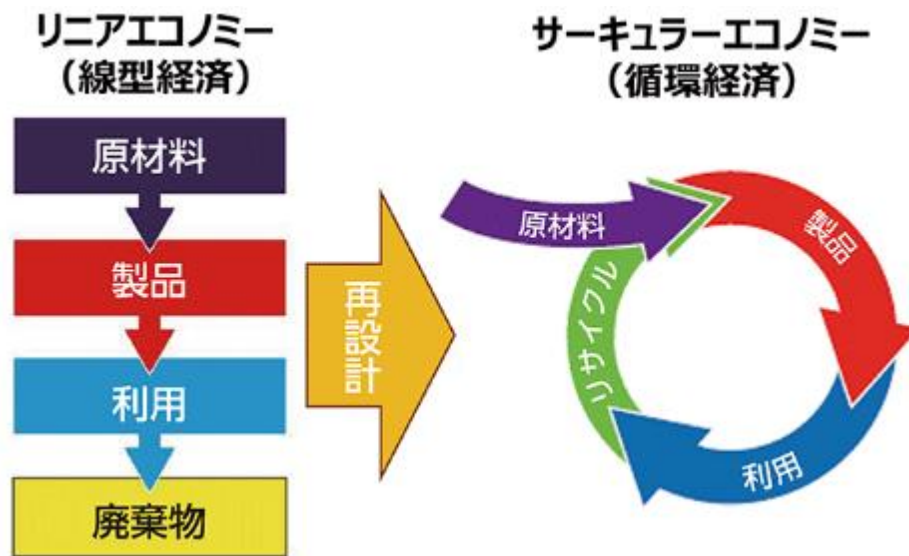
田辺一城

図2-4 古賀市ゼロカーボンシティ宣言

(3) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の破壊など、様々な環境問題に密接に関係しています。これらを踏まえ、一方通行型の経済社会活動（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行をめざすことが世界の潮流となっています。

このような中、日本では2019年に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この戦略では、2030年までに、容器包装などの使い捨てプラスチックの排出を、これまでの努力も含め、累積で25%抑制するという目標を掲げています。



[出典：環境省令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書]

図2-5 サーキュラーエコノミーの概念図

(4) 自然と共生する世界をめざす動き

2022年に生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。本枠組では、2030年に向けて「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとる」ことをミッションに掲げ、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標」などの行動目標が示されました。

このような中、日本では2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現をめざす「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、取組を進めています。

市においては、「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち～つながりたい！古賀の生命(いのち) 伝えたい！共に生きる力～」をめざす将来像として掲げた「生物多様性古賀戦略」を2019年に策定し、生物多様性の保全の取組を推進しています。



写真 2 - 1 市内の生き物

(5) 地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」

「地域循環共生圏」とは、地域の多様な資源を最大限に活用しながら、環境・社会・経済の同時解決をめざす考え方で、ローカル SDGs とも呼ばれています。2018 年に閣議決定された「第五次環境基本計画」においてこの重要性が示されました。

市においても、地域循環共生圏の考え方のもと、地域の個性を活かしたまちづくりに取り組んでいます。



[出典：環境省 地域循環共生圏創造の手引き]

図 2 - 6 地域循環共生圏の概念図

(6) AI や IoT などのデジタル技術の発達

AI（人工知能）、IoT（インターネットに接続されている様々なもの）、ビッグデータなどの情報通信技術が目覚ましい進歩を遂げており、これらの新技術を活用した変革は、人々の生活や価値観に大きな影響を与えています。環境分野も例外ではなく、スマート家電や ZEH（使用する電力を自ら創出したエネルギーでまかなう住宅）、電気自動車などが徐々に普及しています。これら技術の進展は、環境負荷の低減にも役立っています。

市においては、AI を活用した乗合バス「のるーと古賀」の運行を行っており、効率的で環境にやさしい移動方法などを提供しています。



[出典：のるーと古賀サービス Web ページ]

図 2-7 のるーと古賀のイメージ

(7) ワンヘルス : 「人と動物の健康、そして環境の健全性は一つ」

ワンヘルス (One Health) とは、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方です。私たちが健康に暮らしていくためには、地球に暮らす動物、そして地球自身も健康である必要があります。

福岡県では、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を交付・施行しました。条例には、ワンヘルスの基本理念や各主体の役割分担とともに、ワンヘルス実践のための次の6つの基本方針が定められています。

- ① 人獣共通感染症対策
- ② 薬剤耐性菌対策
- ③ 環境保護
- ④ 人と動物の共生社会づくり
- ⑤ 健康づくり
- ⑥ 環境と人と動物のより良い関係づくり

市においては、2023年3月に「古賀市ワンヘルス推進宣言」を表明し、環境保全や人と動物の共生社会づくり、自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり、自然と調和した産業の振興などに向けた活動に、ワンヘルスの理念のもと取り組んでいます。



[出典：福岡ワンヘルス Web ページ]

図 2 - 8 福岡ワンヘルス



古賀市ワンヘルス推進宣言

新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザをはじめとする「人獣共通感染症」は、今や人の感染症の約6割を占め、人と動物双方の健康を脅かしています。世界の急激な人口増加を背景とする現代では、人類の経済活動が地球全体に負荷をかけ生態系を破壊する「人新世」、すなわち環境危機の時代と言われており、気候変動などが引き起こされるとともに人と動物の生存領域が変化し、動物が持つ病原体が人にも感染するようになったとされています。

このような状況から、人と動物の健康、環境の健全性は一つのものとするワンヘルスの理念のもとに、行政や市民、関係機関等の一体的な取組としての期待は高まっています。

福岡県では、全国に先駆けて「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、人と動物の健康、環境の健全性を一体的に守るための6つの課題への取組を始めました。

本市においても、市民の皆様とともに生物多様性の保全やペットの適正飼養の推進、地域猫活動の支援など、ワンヘルスにつながる様々な取組を進めてまいりましたが、今後は福岡県とも連携を密にしながらワンヘルス実践を着実に進め、未来への責任を果たすべく持続可能な社会をつくり、次世代に継承していきたいと考えます。

本市における環境保全や人と動物の共生社会づくり、自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり、自然と調和した産業の振興等に向けた活動を、ワンヘルスの理念のもとに全市を挙げて取り組んでいくことを決意し、ここにワンヘルスの推進を宣言します。

令和5年3月18日

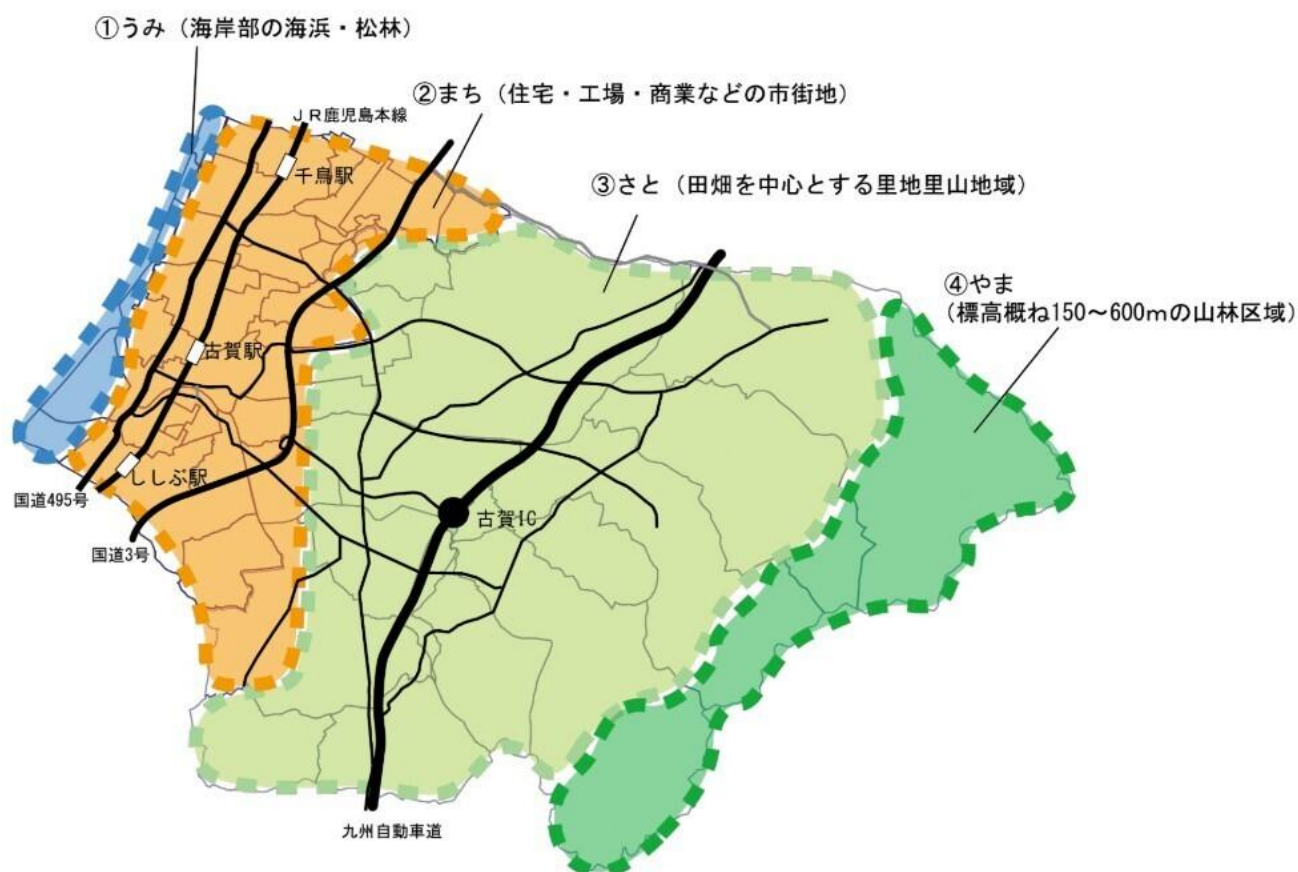
古賀市長 **田辺一城**

図2-9 古賀市ワンヘルス推進宣言

第2節 古賀市の概況

(1) 地形的特徴

本市の地形は、①うみ（海岸部の海浜・松林）、②まち（住宅・工場・商業などの市街地）、③さと（田畑を中心とする里地里山地域）、④やま（標高概ね150～600mの山林区域）がバランスよく構成されていることが特徴です。



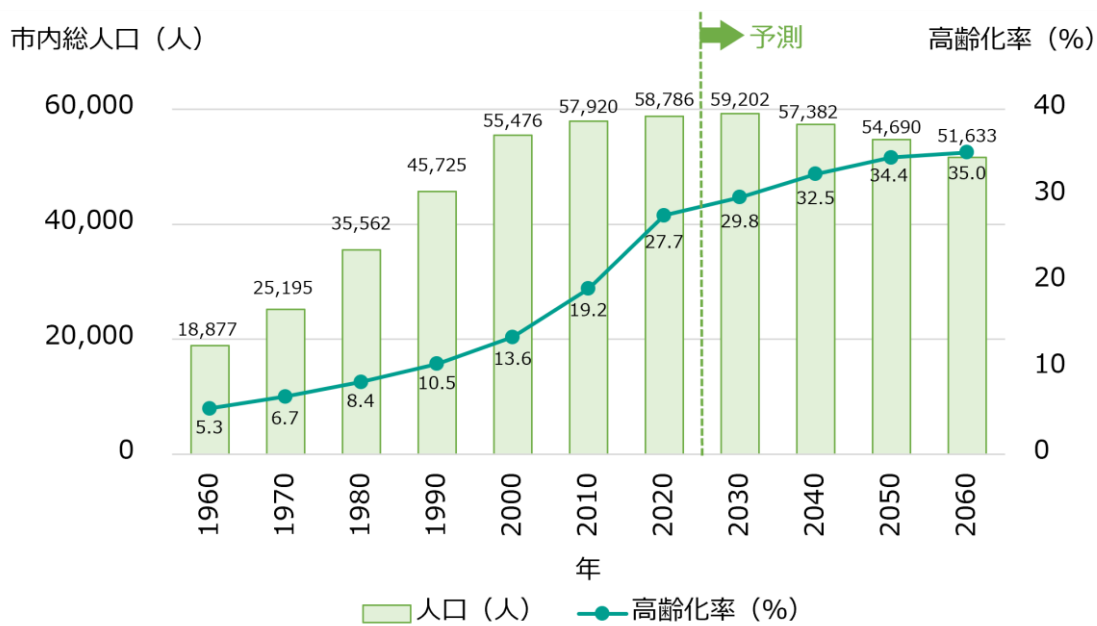
[出典：古賀市都市計画マスタープラン]

図2-10 古賀市の都市構造（うみ、まち、さと、やま）

(2) 人口

2020年の人口は58,786人です。積極的な企業誘致による工場進出や、福岡都市圏における人口増大に伴う住宅地開発の影響などから、市の人口は増加傾向にあります。また、高齢人口（65歳以上）も増加傾向にあり、2020年の高齢化率は27.7%となっています。

古賀市人口ビジョン（2020年3月）によると、市の人口は既にピークを迎えており、今後は人口減少に転じると予測されています。また、高齢化率はこれまでと同様に、今後も増加傾向が続くこと予測されています。



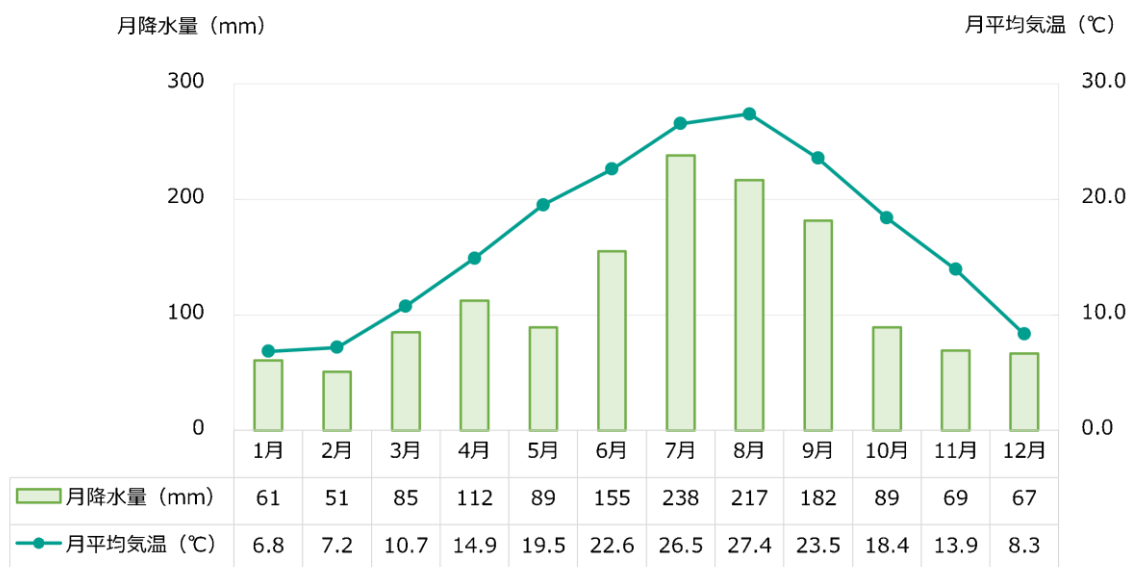
[資料：昭和 55～令和 2 年国勢調査及び

第 2 期古賀市人口ビジョン及び まち・ひと・しごと創生 総合戦略]

図 2 - 1 1 人口・高齢化率の推移

(3) 気象

日本の中では比較的温暖な気候です。雲量が夏と冬に多くなる「日本海型」に近く、降水量は夏に多く冬に少ない「太平洋型」に近いという特徴があります。



[資料：糟屋北部消防本部消防年報]

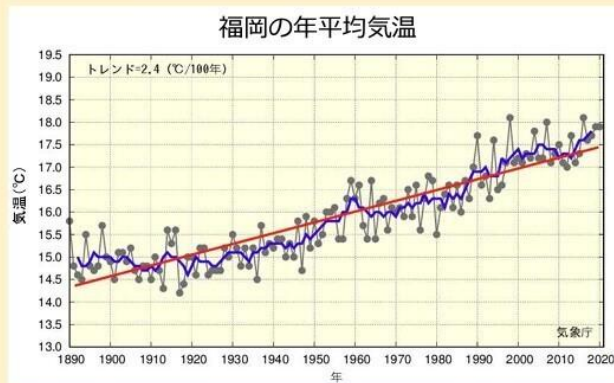
図 2 - 1 2 2014～2022 年平均の月降水量及び月平均気温

(4) 気温の変化

福岡県では 100 年あたり 2.4℃の割合で気温が上昇しており、世界や日本の平均よりも気温の上昇幅は大きくなっています。将来はさらなる気温の上昇が予測されています。

観測事実

福岡の年平均気温は
100年あたり**2.4℃**上昇



黒の細線：年平均気温
青の太線：気温の5年移動平均
赤の直線：この期間の長期変化傾向
* 地球温暖化に加え都市化や自然変動も含む

将来予測 (21世紀末)

4℃上昇シナリオ

福岡県の年平均気温は

4.1℃上昇

2℃上昇シナリオ

福岡県の年平均気温は

1.3℃上昇

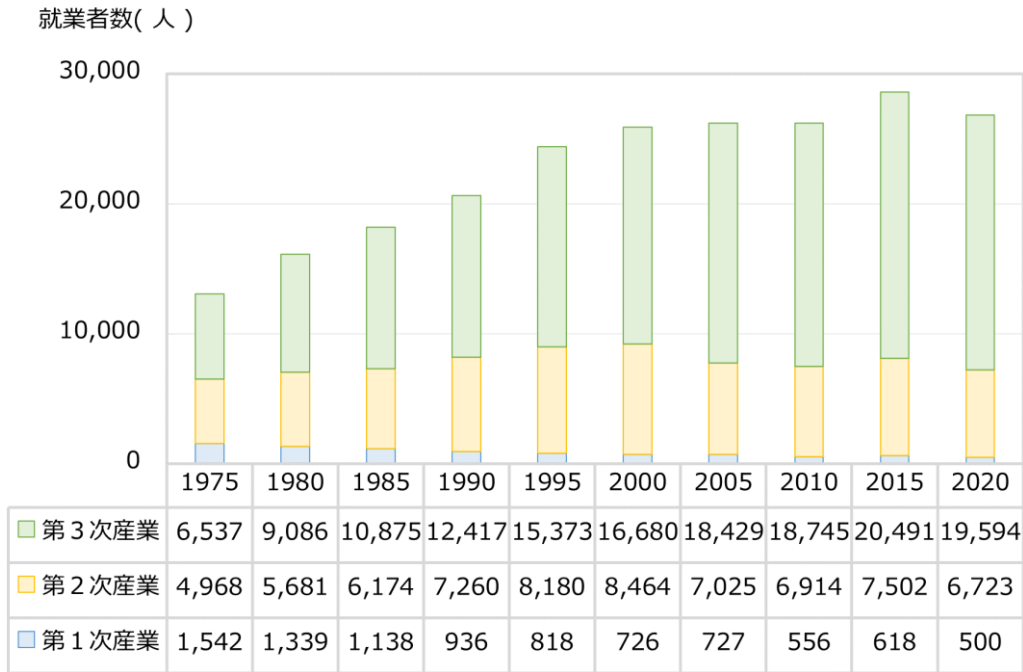
* 20世紀末 (1980-1999年) と
21世紀末 (2076-2095年) の比較

[出典：福岡管区気象台 福岡県の気候]

図 2 - 1 3 福岡県の年平均気温の観測及び将来予測の結果

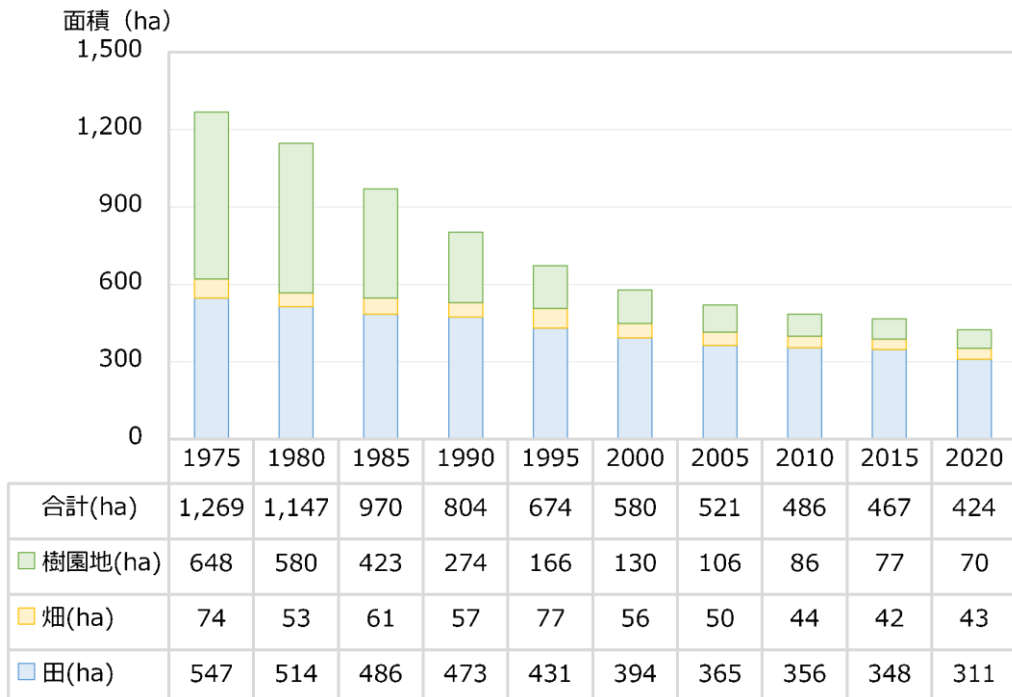
(5) 産業

市内の就業者数は増加傾向であり、産業分野別にみると第3次産業の就業者数が多くなっています。市全体の就業者数が増加する中、第1次産業の就業者数は減少が続いています。経営耕地面積も減少傾向にあり、耕作放棄農地の増加が懸念されています。



[資料：昭和50～令和2年国勢調査]

図2-14 産業大分類別就業者数の推移



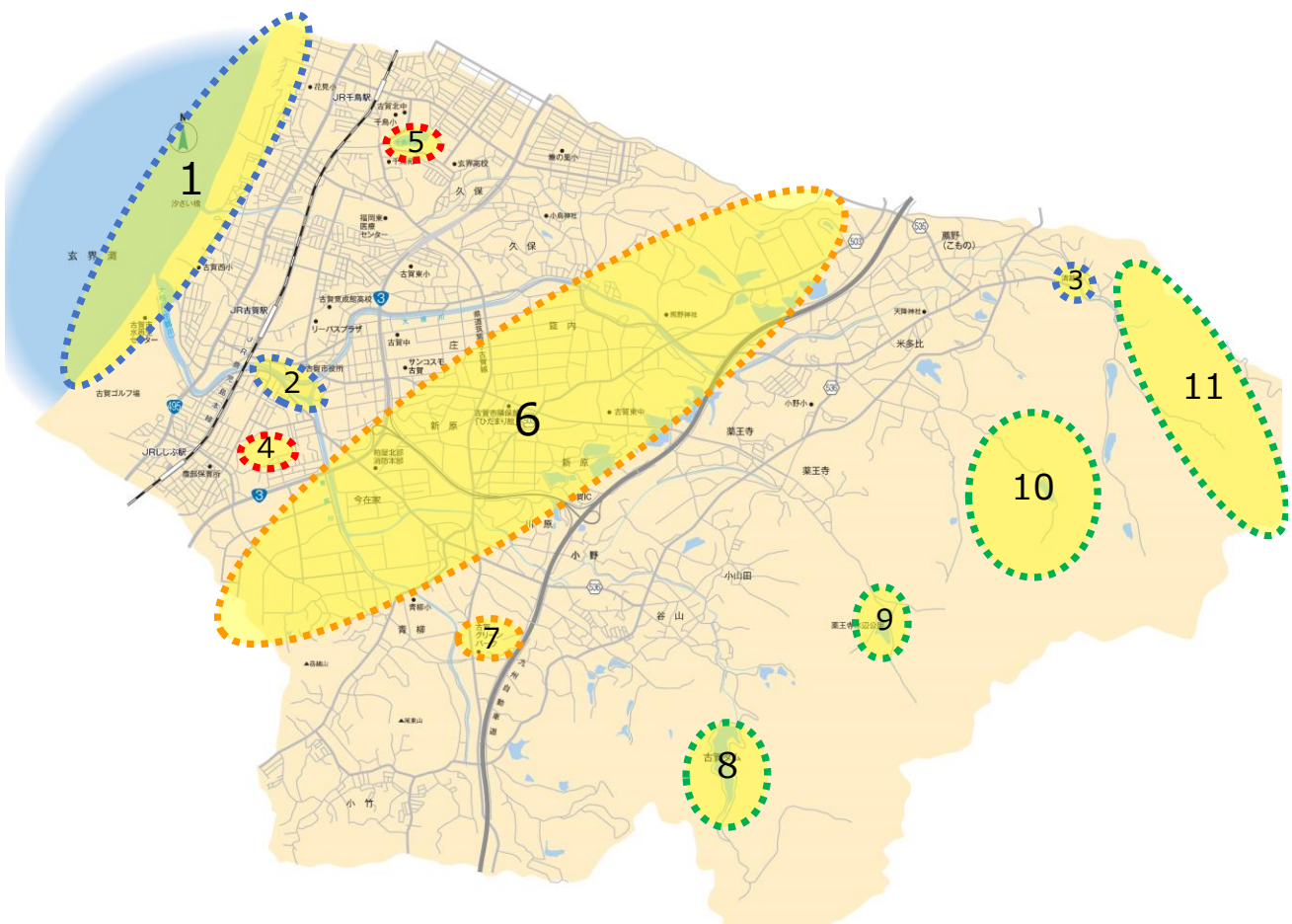
[資料：農林業センサス]

図2-15 経営耕地面積の推移

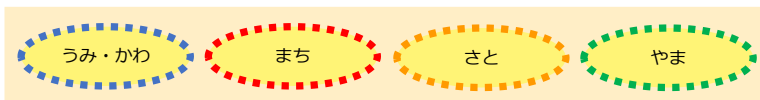
(6) 代表的な自然環境

市内には犬鳴山系・立花山系など、緑豊かな山々が広がっています。山から樹園地などに利用されてきた丘へ向かい、水田や畑地などの里、まちを過ぎると、西側には白砂(はくしゃ)青松(せいしょう)の美しい海岸線を有する海が広がっています。海に注ぐ大根川水系と中川水系の2つの河川は、場所や季節により色々な風景を見せてくれます。

2019年3月に策定された「生物多様性古賀戦略」にて定める生物多様性の観点から重要な地域です。中でも、千鳥ヶ池は環境省より生物多様性の観点から重要度の高い湿地に指定されています。また、2023年3月には、大根川下流に人が川の生きものと触れ合える、親水空間が整備されました。



地域の凡例



1. 古賀海岸



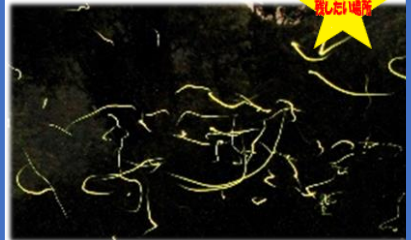
玄海国定公園に指定されている、白砂青松の美しい海岸には、多くの植物、魚、カニ、貝などが暮らしています。

2. 大根川（下流）



山から里、まちを流れてきた大根川の下流では、川の生きもの、海水と淡水が混じり合う水を好む生きものなど、いろんな生きものに出会うことができます。

3. 大根川（上流）



ホタルの飛び交う季節には神秘的な光景を見ることができます。

4. 鹿部山



市街地に残る貴重な緑のスペースとして、自然を活かし遊歩道を整備した公園で、多くの市民に親しまれています。

5. 千鳥ヶ池



散策路、森林遊歩道などがあり、市民のくつろぎの場として親しまれていますが、実は、たくさんの生きものが暮らしています。

6. 里地



水田や畑地には、鳥・虫・魚など、様々な生きものが暮らしています。季節によって、いろんな生きものと出会うことができます。

7. 古賀グリーンパーク



自然と健康をテーマに整備された緑豊かな公園です。この公園では、多くの人の参加による植林が行われ、たくさんの生きものと出会う場所となっています。

8. 古賀ダム周辺



古賀ダムの周辺には魚や虫、植物など様々な生きものが暮らしています。

9. 薬王寺水辺公園



農業用溜池の整備と併せて造られた公園で、周囲の山々、木立、野鳥のさえずりの中で緑と水に親しむことができる公園です。

10. 上米多比



四季折々の花が楽しめる興山園や、めずらしい両生類が暮らす不入谷などがあり、自然豊かな地域です。

11. 西山



古賀の最高峰で、標高 645m のこの山は宮若市との市境にあり、犬鳴山系の主峰で、多くの植物や虫が暮らしています。

…2022（令和4）年市民アンケートで、「特に残してほしい緑・水辺・景観」として多くの人が選んだ場所です。

図 2 - 1 6 市内の代表的な自然環境

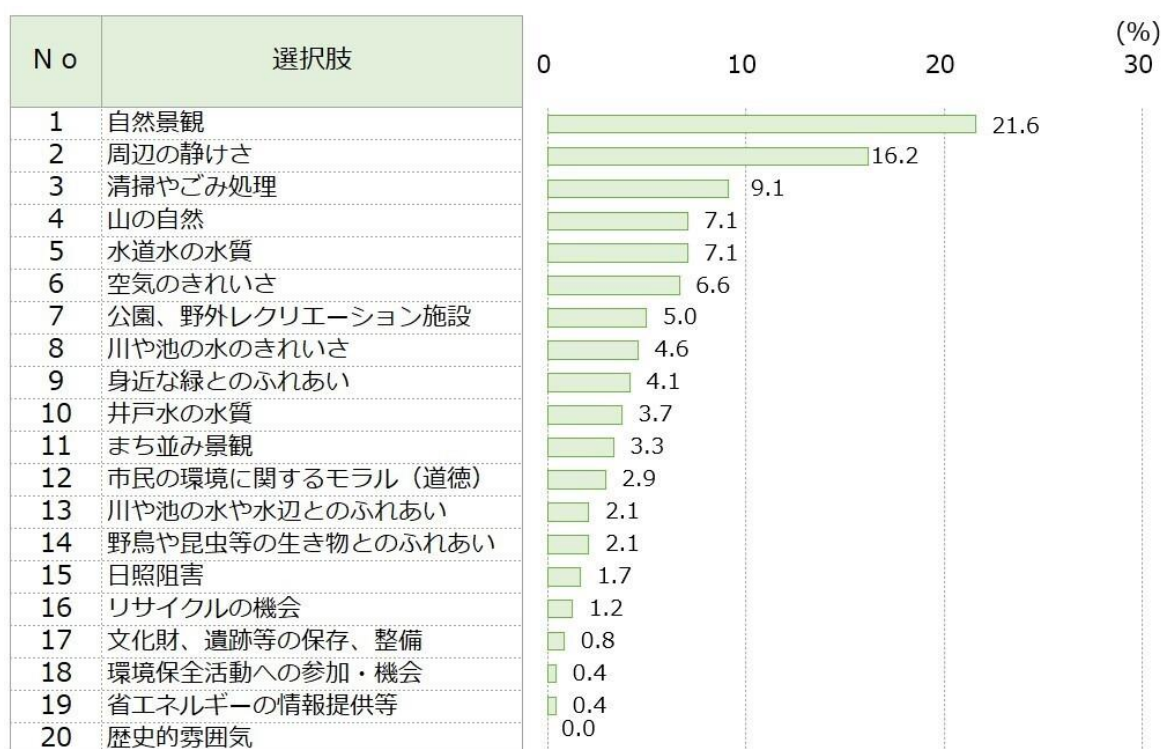
第3節 環境に対する市民の意識

市の環境について、市民の意識をアンケートにより調査しました。

(1) 市の環境の良い所

1) 特にすぐれており、将来も守っていききたいもの

特にすぐれており、将来も守っていききたいものとして最も多かった意見は、「**自然景観**」です。海・里地・山が織りなす自然景観は、古賀市の魅力といえます。



[資料：2022年アンケート調査結果]

図2-17 特にすぐれており、将来も守っていききたいもの

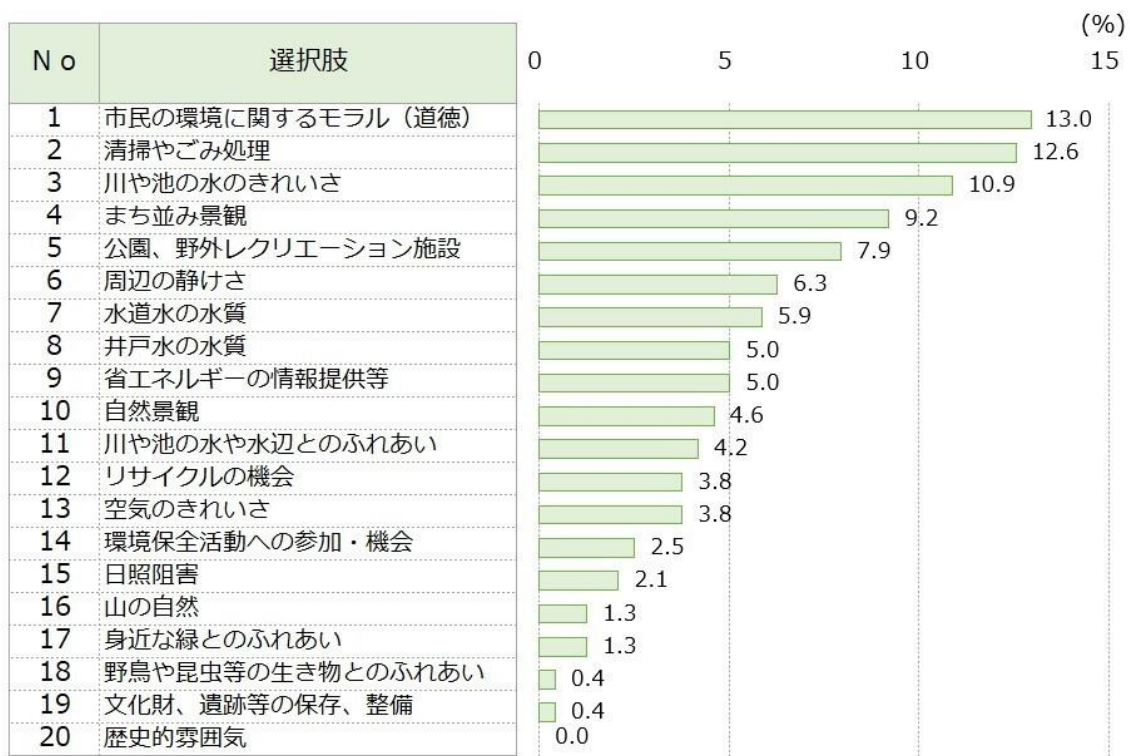
2) 特に残して欲しい緑・水辺・景観

特に残して欲しい緑・水辺・景観として、**古賀海岸、薬王寺周辺、古賀グリーンパーク、千鳥ヶ池公園、大根川、鹿部山、清瀧、青柳街道**などが挙げられました。このような特徴のある地域の環境を活かしたまちづくりに取り組み、次世代に継承していく必要があります。

(2) 市の環境で改善が必要な所

1) 身近な環境で、特に改善が必要なもの

身近な環境で、特に改善が必要なものとして最も多かった意見は、「**市民の環境に関するモラル（道徳）**」です。市民一人ひとりに環境に配慮した行動が浸透するように、幅広い世代への普及啓発活動や教育、地域活動の活性化等に取り組む必要があります。



[資料：2022年アンケート調査結果]

図 2 - 1 8 身近な環境で、特に改善が必要なもの

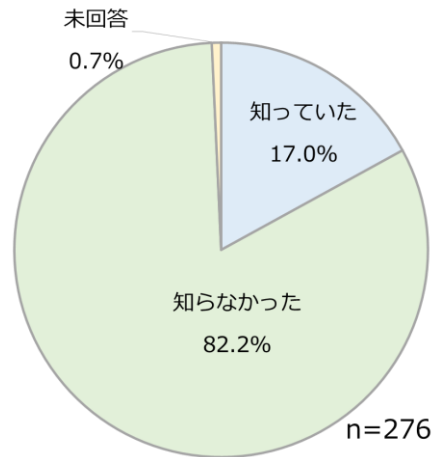
2) 特に改善して欲しい場所

特に改善して欲しい場所として、**大根川、古賀駅、古賀海岸、千鳥ヶ池公園**などが挙げられています。生活エリア（道路、河川、公園等）における**ごみや雑草**について改善を求める意見が多く挙げられました。

(3) 第2次環境基本計画に対する市民の評価

1) 第2次環境基本計画の認知度

約8割の市民が第2次計画を「知らなかった」と回答しています。計画を周知し、活動の環を広げていく必要があります。

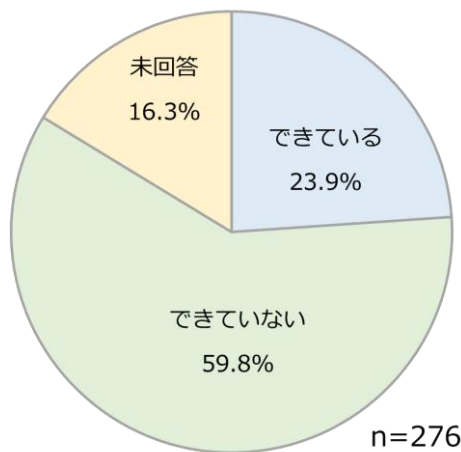


[資料：2022年アンケート調査結果]

図2-19 第2次環境基本計画の認知度

2) 環境像の達成状況

第2次計画では「未来に引き継ごう 人が自然と愉しく共生する環のまち こが」を掲げ、取組を進めてきました。この環境像について、約6割の市民が「達成できていない」と回答しています。



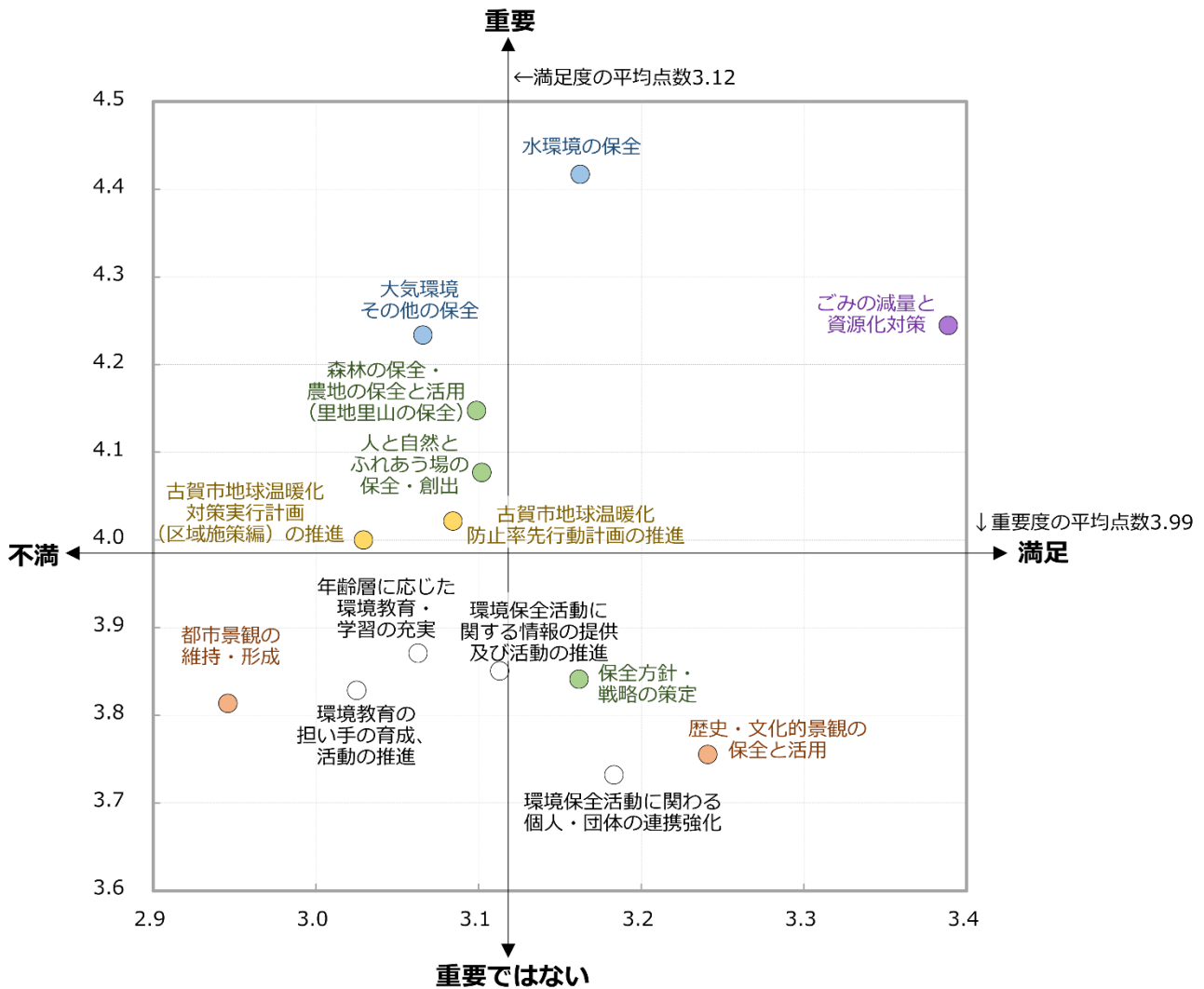
[資料：2022年アンケート調査結果]

図2-20 環境像は、達成できていると思いますか？

3) 環境施策に関する満足度と重要度

第2次計画に示した市の環境施策について、市民の満足度と重要度を調査しました。

その結果、重要度が高く、かつ満足度が低い項目は、「大気環境その他の保全」、「森林の保全・農地の保全と活用（里地里山の保全）」、「人と自然とふれあう場の保全・創出」、「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進」、「古賀市地球温暖化防止率先行動計画の推進」でした。これらの項目は市民の目からみて今後取組を強化すべき課題と考えられます。



[資料：2022年アンケート調査結果]

図2-21 施策に対する市民の満足度と重要度

第3章

めざすべき環境の姿

第1節 めざす環境像	28
第2節 環境分野と環境目標	29
第3節 取組の体系	30

写真掲載予定

第1節 めざす環境像

第5次古賀市総合計画では、都市イメージとして『ひと育つ こが育つ』を掲げています。基本目標としては『都市基盤と環境が調和しすべての人が快適で安心してくらするまち』と設定し、また、環境の保全と継承をめざすまちの姿として『未来の地球のために、日々の暮らしのなかでできることを考え、行動し、持続可能で豊かな環境を次の世代に引き継ぐまち』と設定しています。

本計画は、第5次古賀市総合計画を環境面から実現することを目的としており、当該計画の考え方を踏まえ、めざす環境像を以下のように設定します。

(案の1)

**うみ・まち・さと・やまが
調和しながら共に育つ 環のまち こが**

(案の2)

**人が自然と愉しく共生する
みんなが主役のまち こが**

(この「愉しい」は、自分の中から湧き上がる安らぎや充実感といった主体的な感覚を表現しています。)

市民一人ひとりが環境保全に主体的に取り組み、人と人だけでなく人と自然、人と地域の環を広げ、良好な関係を未来に引き継いでいくことをイメージして設定しています。

第2節 環境分野と環境目標

本計画では、様々な環境課題に対して次の5つの分野ごとに環境目標を設定して、めざす環境像の実現に取り組みます。

表3-1 環境分野と環境目標

環境分野	環境目標
自然環境	自然の恵みを享受できるまち
生活環境	安全・安心で快適に暮らせるまち
気候変動	気候変動に対応し、ゼロカーボンシティをめざすまち
資源循環	4Rを推進するごみの少ないまち
環境意識と行動	みんなが環境について考え、行動するまち

環境目標を実現するための市の取組の方向性や、基本的な取組の体系は、次ページのとおりです。

第3節 取組の体系

分野別環境目標	施策の方向性
<p>自然環境</p> <p>自然の恵みを 享受できるまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生物多様性の保全と再生 2. 自然の恵みの持続的な享受 3. 自然とのふれあいの確保
<p>生活環境</p> <p>安全・安心で 快適に 暮らせるまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大気環境その他の保全 2. 水環境の保全 3. 魅力ある景観・まちなみの保全 4. 快適な生活環境の形成
<p>気候変動</p> <p>気候変動に対応し、 ゼロカーボンシティ をめざすまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 温室効果ガスの排出を抑制・削減する緩和策の推進 2. 気候変動の影響に備える適応策の推進
<p>資源循環</p> <p>4Rを推進する ごみの少ないまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭における4Rの推進 2. 事業所における4Rの推進 3. プラスチックスマートの推進
<p>環境意識と行動</p> <p>みんなが 環境について考え、 行動するまち</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境に配慮した行動の促進 2. 環境教育の充実 3. 環境保全活動に関わる個人・団体との連携強化

施策

共通テーマ

(1)生息・生育環境の保全 (2)外来生物対策の推進
(3)有害鳥獣対策の推進

(1)森林の保全と活用 (2)松林の保全
(3)農地の保全と活用 (4)地産地消の推進

(1)自然とのふれあいの場の保全 (2)自然とのふれあい機会の創出

(1)大気汚染に関する情報把握と周知 (2)自動車騒音の測定

(1)水質の把握 (2)工場・事業場からの排水の適正管理
(3)下水処理施設の整備

(1)良好な都市景観の形成 (2)まちの美化の推進
(3)文化財の適切な維持管理と有効活用

(1)環境に関するモラルの向上 (2)苦情・汚染等発生時の適切な対応
(3)ペット等の適正飼育

(1)家庭向け（家庭部門及び運輸部門）の緩和策の推進
(2)事業者向け（業務部門及び産業部門、運輸部門）の緩和策の推進
(3)まちづくりにおける緩和策の推進
(4)市の公共機関としての緩和策の推進

(1)家庭向けの適応策の推進
(2)事業者向けの適応策の推進
(3)まちづくりにおける適応策の推進

(1) 4Rの普及促進 (2)ごみの減量の推進 (3)資源化の推進

(1)ごみの減量と資源化の推進

(1)日常的な取組の推進 (2)プラスチックの資源化の推進

(1)環境保全活動、イベント等の開催による普及啓発
(2)事業者と連携した環境保全活動の推進
(3)ファンヘルスを意識した行動の促進
(4)様々な主体による環境美化活動の促進

(1)学校における環境教育の推進
(2)様々な主体への学習の場の提供
(3)環境教育を行う担い手の確保

(1)ぐりんぐりん古賀との共働による環境保全活動の推進
(2)様々な主体が交流する機会の創出

「共通テーマ1」人と環境が共生するゼロカーボンシティの実現

「共通テーマ2」ワンヘルスの推進、人と動物の健康、環境の健全性は一つ、

- コラム -

未来を担う高校生による環境像の検討

めざす環境像や環境目標の検討にあたり、市の未来を担う高校生の皆さんによるワークショップを開催しました。対象は福岡県公立古賀竟成館高等学校の1年生から3年生（合計26名）で、次表の内容にて3回開催しました。

表3-2 ワークショップの全体スケジュール

	日時	テーマ等
第1回	2023年4月28日（金）	・田辺一城市長の講話 ・こがの環境について知ろう、考えよう
第2回	2023年5月17日（水）	・将来、住みたくなるこがの環境って？
第3回	2023年5月31日（水）	・めざす将来像の実現に向けて

ワークショップでは、参加者が自然環境、生活環境、地球環境、資源循環の4つの分野のグループに分かれ、各回のテーマについて議論しました。議論した内容は、模造紙や付箋等を用いて整理して、グループの意見として全体に向けて発表しました。

第1回では市の環境について学ぶとともに、環境の良い所・悪い所等について広く意見を交わしました。また、市がめざすまちづくりやワークショップに参加する高校生への期待等に関して、田辺一城市長の講話が行われました。第2回では将来の理想的な市の環境像を思い描きました。第3回では理想的な環境像の実現に向けた取組について議論しました。

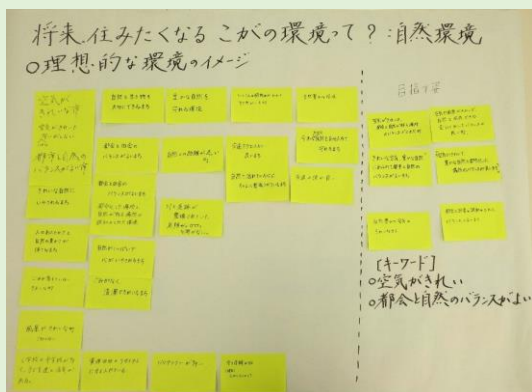
このワークショップを通じて、高校生の自由な意見を集めることができました。寄せられた意見は、本計画の環境像や施策の検討に活用しています。



写真3-1 ワークショップの様子

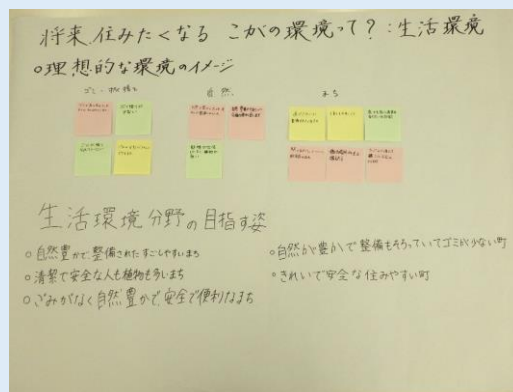
自然環境

- ・ 都会と自然のバランスが良いまち
- ・ 空気がきれいなまち



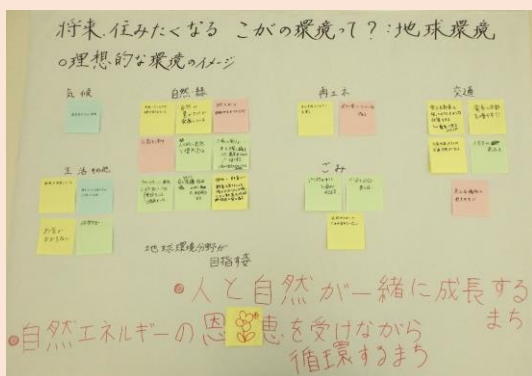
生活環境

- ・ 「自然豊か」で「きれい」「安全」「便利」な「すごしやすい」まち



地球環境

- ・ 人と自然と一緒に成長するまち
- ・ 自然エネルギーの恩恵を受けながら循環するまち



資源循環

- ・ フードロスやポイ捨てを0にするために、4Rが徹底されたまち

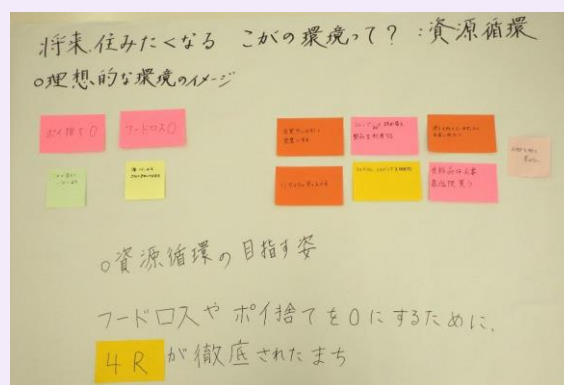


図3-1 ワークショップでまとめた市の環境目標

- ・ 自分の知らない古賀市についてたくさんを知ることができた
- ・ 古賀市がどのような政策を進めていけば良いのかを班員と意見を交流でき、古賀市の環境や資源についての理解が深まった
- ・ 古賀のまちをめぐる、たくさんの発見を見つけたい、そして良さを広めたい
- ・ 自分が小さな頃から育ってきた古賀市にはこれからもきれいで住みやすい環境であって欲しいから、今回話し合った小さなことでも行っていきたい

図3-2 ワークショップに参加した高校生の感想

- コラム -

小中学生が描く 10年後の古賀市の環境

計画の策定にあたり、小中学生の皆さんの意見を取り入れるため、市内の小中学校へアンケートを行いました。この中で、『みなさんの10年後くらいに、古賀市の環境が「こうなっていたらいいな」、「こうしたらいいんじゃないかな」と思うことがあれば書いてください』という内容で、理想の市の環境について意見をいただきました。ここでは、回答内容の一部を紹介します。

- ・アンケート対象：1,182名（うち小学6年生615名、中学3年生567名）
- ・回答者数：991名



図3-3 小中学生アンケート結果（一部抜粋）

第4章

環境像を実現するための取組

第1節 自然環境	36
第2節 生活環境	42
第3節 気候変動	49
第4節 資源循環	54
第5節 環境意識と行動	60
第6節 市の施策における共通テーマ	67

第3章で示した環境分野ごとに、現状と課題、施策、取組の内容を示します。
また、施策の進行状況を管理する指標と数値目標を示します。

写真掲載予定

第1節 自然環境

環境目標1 | 自然の恵みを享受できるまち

●現状と課題

本市はうみ、まち、さと、やまがバランスよく構成されており、白砂青松の花見海岸、ホテルの舞う薬王寺周辺など、人と自然との営みの中で育まれたすばらしい自然が存在します。

このような本市の多様な自然環境は、様々な生物を育み、生物多様性を豊かなものにしていくとともに、食や産業、文化など私たちの暮らしや経済活動を支えています。

この自然をより良い姿で次世代に引き継いでいくため、自然環境を保全し、人と自然の共生を進めていくことが大切です。

市全景の空撮写真など

市では2004（平成16）年度以降、市全域における自然環境調査を実施できておらず、地域の自然環境を把握できていないことが課題となっています。また、市と共働で環境保全活動をけん引しているぐりんぐりん古賀、農地を維持管理する農家、有害鳥獣対策を担う猟友会などの高齢化が進行しており、今後の担い手不足が懸念されています。今後は市民、地域、学校、事業者など、多様な主体と連携して取組の環を広げ、施策を推進していく必要があります。

また、世界的に生物多様性に関する動きが加速し、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組が大きな潮流となっています。このような中、課題解決に向けた様々な取組の中で、自然を取り入れ、その機能を活用することが求められています。

グリーンインフラ（社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多面的な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組）の考え方を念頭に、環境に関する様々な社会課題の解決に寄与する施策を推進していく必要があります。

貴重な自然・生きものの写真など

保全活動の写真など

●取組の方向性

本市のすばらしい自然を、より良い姿で次世代に引き継いでいくために、多様な主体と連携しながら自然環境の保全に努めるとともに、人と自然とのふれあいを確保・促進します。

また、私たちと自然環境のお互いがもたらす恩恵の相乗効果をねらい、人と自然が共生・調和するまちをめざします。

目標達成に向け、取組の方向性を以下のように設定します。

<取組の方向性>

- 1 - 1. 生物多様性の保全と再生
- 1 - 2. 自然の恵みの持続的な享受
- 1 - 3. 人と自然のふれあいの場の確保

高校生のイラスト

1-1. 生物多様性の保全と再生

- 人と自然に関わる様々な課題を解決すること、多様な主体が古賀市への愛着や誇りを持ち、生物多様性を保全するとともに、生物多様性の恵みを活かすことで、市の豊かな生態系を未来へ引き継いでいくことを目的とした「生物多様性古賀戦略」を推進します。また、国の目標である 30by30 の達成に貢献するため、市有地・民有地の自然共生サイト[※]への登録を周知・啓発するなど、ネイチャーポジティブ実現に向けた取組を推進します。
- 取組の実施にあたっては、市民、地域、学校、事業者など、多様な主体と連携して取組の環を広げます。

※「自然共生サイト」とは、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことです。認定区域は、保護地域との重複を除き、「OECM (Other Effective area based Conservation Measures)」として国際データベースに登録されます。

表 4-1 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体と協働・連携し、生物多様性の観点で重要な地域（生物多様性古賀戦略に掲げている地域（p.18～19 参照））を保全します。 ・生物多様性の保全と密接に関わる地球温暖化対策と相互に関連し合いながら、生物多様性の保全を推進します。 ・市内のビオトープを保全し、活用を推進します。 ・希少な野生生物の保全活動を実施します。
(2)外来生物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外来生物に関する理解を促進し、防除意識を喚起します。
(3)有害鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の生態系や農作物等に被害を与える有害鳥獣への対策を推進します。

表 4-2 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
重要地域における保全活動の実施回数	<p style="text-align: center;">●回 (2022 年度実績)</p>	<p style="text-align: center;">●回</p>	生物多様性古賀戦略で指定した、生物多様性の観点から重要な地域の中で保全行為を行った回数

1-2. 自然の恵みの持続的な享受

- 森林や松林、農地を保全するとともに、グリーンインフラの考え方を取り入れながら、多面的機能の維持・発揮を図ります。

表 4-3 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)森林の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃森林の再生と水源かん養機能の維持を図るため、森林の保全活動を実施します。 ・ 侵入竹林対策を研究・推進します。
(2)松林の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松くい虫の防除、松葉かき等、松林の保全活動を実施します。
(3)農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊休農地の解消に取り組みます。 ・ 新規就農者や認定農業者、農業生産法人等の担い手を育成・確保します。 ・ 農地・農業用施設等の維持補修を計画的に実施します。 ・ スマート農業（AIやIoT、ロボットの活用等）など、新しい形態の農業の導入を推進します。
(4)地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者の所得確保や環境負荷低減のため、地元農産物の地産地消を推進します。

表 4-4 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
地産地消の推進に関する市民意識	84.8% (2022 年度実績)	● %	市民アンケートにより把握：地元の食材を意識して購入している人の割合
耕地面積	● ha (2022 年度実績)	現状維持	
森林施業面積	● ha (2022 年度実績)	現状維持	
認定農業者数	● 経営体 (2022 年度実績)	● 経営体	

1-3. 人と自然のふれあいの場の確保

- 市内には古賀グリーンパークや千鳥ヶ池公園など緑の多い公園や施設が点在し、憩いの空間を形成しています。このように、市内における自然とふれあえる場を適切に整備し、将来に継承していきます。
- 市の特色である大根川の親水空間やビオトープなどを活用して環境学習を開催するなど、人と自然がふれあう機会を創出します。

表 4-5 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)自然とのふれあいの場の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいや健康増進の場である都市公園を適切に維持・管理します。 ・市民と協力して「愛され、親しまれるふるさとの川づくり」を推進します。
(2)自然とのふれあい機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する理解や関心を高めるための環境講座や普及啓発活動を実施します。 ・学校教育において生物多様性に関する授業を取入れ、子どもたちが自然とふれあい、興味・関心を高める機会を創出します。

表 4-6 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
生き物とふれあう講座、学習会等の参加人数	●人 (2022 年度実績)	●人	

●各主体の役割

市民の役割

- 自然観察会への参加などを通じて、身近な自然への理解と関心を深めます。
- 外来生物について理解し、外から持ち込んだり、地域に放さないようにします。
- 野生鳥獣にむやみに近づいたり、餌を与えないようにします。
- 市民農園の活用や、農業体験などを通して、農業に関する理解と関心を深めます。
- なるべく古賀市で生産された農作物を購入するようにこころがけます。
- 地域の緑を守り・育てる活動に積極的に参加します。
- 市や市民団体などと協力して川や公園、ビオトープなどの保全に努めます。

事業者の役割

- 自然環境の変化や生物多様性が事業活動にどのような影響を及ぼしているか、自然に関連する企業のリスクと機会を適切に評価し、情報を開示します。
- 自然環境に配慮して土地利用や事業活動に取り組みます。
- 事業所内を積極的に緑化し、適切に維持管理します。
- 市や市民団体が主催する自然観察会や生物調査への支援、協力を行います。
- 間伐や下草刈りなど、森林の適正な維持管理を行います。（林業）
- スマート農業など、環境にも配慮した新しい形態の農業に取り組みます。（農業）

第2節 生活環境

環境目標2 | 安全・安心で快適に暮らせるまち

●現状と課題

大気環境や水環境などの生活環境を良好な状態に保ち、古いまちなみや歴史を感じさせる場所を守ることは、私たちや次世代の子どもたちが日々の生活を健康で安全・安心に暮らしていくために大切なことです。

大気環境は、市内・市周辺の測定局で常時監視や測定が行われています。近年は概ね環境基準を満たしていますが、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）は一時的に基準値を超過し、県から注意喚起などの警報が発令されることがあります。また、市に寄せられる生活環境に関する苦情では、「野焼き」に関するものが最も多いことから、対策を強化する必要があります。

水環境は、市内の河川で毎年定点調査を実施しており、年による変動はあるものの、概ね環境基準を満たしています。海域や地下水の調査も継続的に実施していますが、良好な水準を保っています。

市民アンケートの結果によると、市の環境課題として、生活エリア（道路、河川、公園等）におけるごみや雑草について改善を求める意見や「市民の環境に関するモラル（道徳）について改善が必要」という意見が多く寄せられました。市民一人ひとりに環境に配慮した行動が浸透するように、幅広い世代への情報発信や、地域活動の活性化などに取り組む必要があります。



表4-7 生活環境苦情件数

年度	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他	
								うち野焼き	その他
2018年度	79	0	15	0	10	0	47	35	7
2019年度	83	5	17	1	11	2	42	25	5
2020年度	69	2	5	0	18	0	38	23	6
2021年度	62	0	6	0	7	0	42	30	7
2022年度	93	●	●	●	●	●	●	●	●

[出典：古賀市資料]


●取組の方向性

人間の活動による環境への負荷を減らすとともに、古賀市らしいまちなみ・景観を守ることにより、快適で安全・安心なまちをめざします。

目標達成に向け、取組の方向性を以下のように設定します。

<取組の方向性>

- 2 - 1. 大気環境その他の保全
- 2 - 2. 水環境の保全
- 2 - 3. 魅力ある景観・まちなみの保全
- 2 - 4. 快適な生活環境の形成



高校生のイラスト

2-1. 大気環境その他の保全

- 大気・騒音の状況を適切に把握します。
- 県から警戒情報などが発令された場合には、必要な対応を速やかに実行します。

表 4-8 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)大気汚染に関する情報把握と周知	・県が発表する観測データ等を把握し、注意喚起等の警報が県より発令された際は、市民への周知、被害実態の把握等の対応を速やかに実行します。
(2)自動車騒音の測定	・騒音規制法に基づき自動車騒音測定を実施します。

表 4-9 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
大気環境の保全に関する市民満足度	23.9% (2022 年度実績)	● %	市民アンケートにより把握：「大気環境の保全」について満足している人の割合

大気測定局の写真など

2-2. 水環境の保全

- 水環境の保全のため、水質調査などを行うことで現状を把握し、問題が認識されれば、原因除去及び被害拡大防止に努めます。
- 下水処理施設の整備を推進します。

表 4-10 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)水質の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・市内河川において定期的に水質を調査し、水質の状況を把握します。 ・海水域において定期的に水質を調査し、水質の状況を把握します。 ・地下水の水質を調査し、水質の状況を把握します。
(2)工場・事業場からの排水の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場において定期的に排水検査を実施し、結果に応じて改善のための指導等を実施します。
(3)下水処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備及び合併処理浄化槽設置の支援により汚水処理人口普及率の向上を図ります。

表 4-11 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
河川・海域における水質の環境基準達成度状況	88.8% (2022 年度実績)	● %	
汚水処理人口普及率	98.43% (2022 年度実績)	● %	

2-3. 魅力ある景観・まちなみの保全

- 本市には、まちなかにも緑を感じることができる公園が点在しています。また、青柳街道や寺社など、古いまちなみや歴史を感じさせる場所も多数存在します。これらの地域資源を活かし、緑や歴史、景観が調和したまちをめざします。

表 4-1 2 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)良好な都市景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・市の景観を構成するくらし・まちの景観、歴史・文化の景観、自然の景観の調和を図り、良好な景観形成を進めます。 ・違反屋外広告物の適正管理・是正指導を実施します。 ・空き家・空き地の適正管理に関する啓発や指導・助言を実施します。
(2)まちの美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や関係機関と協力して、道路、河川、海岸、公園等における除草や清掃活動を実施します。 ・不法投棄防止対策（パトロール等）を実施します。
(3)文化財の適切な維持管理と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史的・文化的財産を活用し、保全についての意識の高揚を図ります。

表 4-1 3 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
簡易除却した違反広告物の件数	● 件 (2022 年度実績)	現状維持	
自然史・歴史講座の参加人数	● 人 (2022 年度実績)	● 件	

歴史的まちなみや文化財の写真など

2-4. 快適な生活環境の形成

- 市民・事業者に環境に配慮した行動が浸透するように、啓発活動に取り組みます。
- ワンヘルスの理念の下、環境保全や人と動物との共生社会づくりを推進します。

表 4-14 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)環境に関するモラルの向上	・ 野外焼却や不法投棄等について、市民・事業者のモラル及びマナー向上を目的とした啓発活動を実施します。
(2)苦情・汚染等発生時の適切な対応	・ 生活環境苦情等の原因を確認し、発生源に対して指導を行います。 ・ 有害物質の流出による土壌汚染や水質事故等が発生した場合は、県や関係部署と連携して被害の拡大防止、原因の究明に努めます。
(3)ペット等の適正飼育	・ ペットの適正な飼育方法や動物愛護に関する啓発活動を推進します。 ・ 地域で飼い主のいない猫の適正な管理・不妊去勢手術を行う「地域猫活動」を推進します。

表 4-15 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
生活環境苦情件数	93 件 (2022 年度実績)	● 件	
犬・猫に関する苦情件数	43 件 (2022 年度実績)	● 件	

動物に関する活動の写真など

●各主体の役割

市民の役割

- 光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報に意識を向け、注意報発令時などは状況に応じた行動に努めます。
- 車の運転は、エコドライブを実践します。
- 公共交通機関や自転車、徒歩による移動をこころがけます。
- 下水道への接続や合併処理浄化槽の設置により水洗化に努めます。
- まちづくりや歴史的・文化的財産の保全に関する活動への積極的な参加に努めます。
- 地域にある歴史的・文化的財産に対しての価値を認識し、保全についての意識の高揚を図ります。
- 清掃活動などのまちの美化活動に参加します。
- 野外焼却や不法投棄は行いません。

事業者の役割

- 工場・事業所等からの汚染物質の排出を抑制します。
- 廃棄物の集積所を清潔に維持・管理します。
- 事業活動に伴う排水を適正に処理します。
- 設備更新や建て替えの際には騒音・振動・悪臭を抑える構造、配置を採用します。
- 車の運転は、エコドライブを実践します。
- 公共交通機関や自転車、徒歩による移動をこころがけます。
- 開発を行う際、景観や歴史的・文化的財産に配慮します。
- 周辺地域や地域住民の生活環境に配慮して事業活動を実施します。
- 近隣地域の清掃活動など、まちの美化活動を実施します。
- 事業に伴う環境負荷の状況、環境保全のための取組内容などについて、情報を公開します。

第3節 気候変動

環境目標3 | 気候変動に対応し、 ゼロカーボンシティをめざすまち

●現状と課題

地球温暖化の原因となる二酸化炭素は、私たちの生活を支えるエネルギー源である化石燃料の燃焼により発生します。市域のエネルギー消費量は、近年横ばいの傾向で推移しており、社会・経済活動を維持しながらエネルギー消費量を削減することが課題となっています。

市域の温室効果ガス排出量は、減少傾向にあり、2020（令和2）年度における温室効果ガス排出量（375千t-CO₂）は、2013（平成25）年度と比べて約25%減少しています。部門別にみると、家庭部門、業務部門、製造業部門は減少傾向で推移していますが、これらの部門は、電力使用量が多い部門であることから、排出量の減少は、電力の二酸化炭素排出係数の低減による効果が大きいと考えられます。また、自動車部門は自動車台数の増加に伴い、排出量が増加傾向にあります。

市では、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。ゼロカーボンシティの達成に向けては、私たち一人ひとりのライフスタイルを変えていくことはもちろん、社会の大きな変革が必要です。

また、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響は既に顕在化しています。福岡県においても、2017（平成29）年の九州北部豪雨や令和2年7月豪雨など、近年、局地的な豪雨とそれに伴う土砂災害が発生しています。幸いなことに、本市では大規模災害は発生していませんが、今後、同規模の気象災害が起こる可能性は否定できません。また、夏季においては、地球温暖化や都市化の影響から猛暑日が増加しており、以前よりも熱中症になる危険性が増大しています。このような避けられない気候変動の影響に対して、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにする「適応策」にも取り組む必要があります。

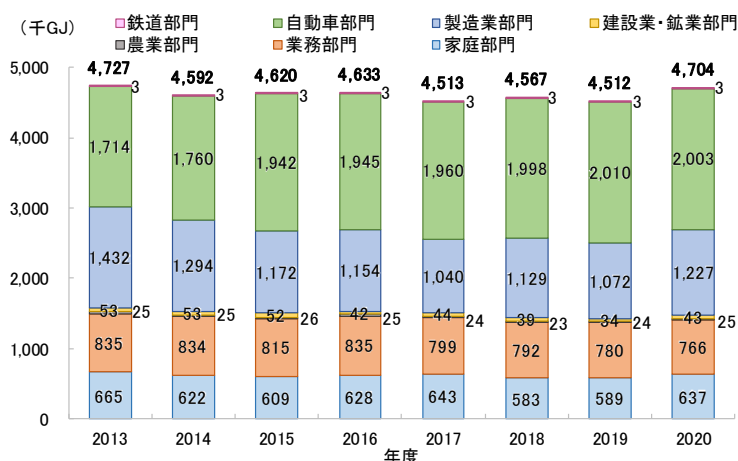


図4-4 市域のエネルギー消費量の推移

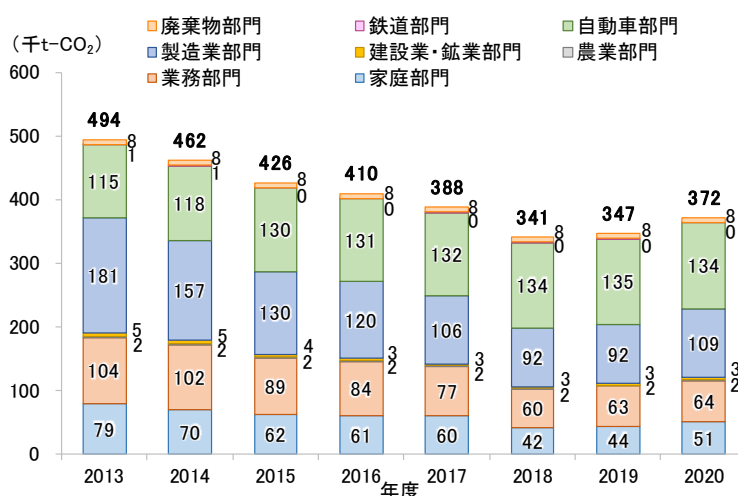


図4-5 市域の温室効果ガス排出量の推移

●取組の方向性


2050年までのゼロカーボンシティの実現をめざして省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入などを推進します。

また、地球温暖化に起因する気候変動の影響に対して、適応していくための取組を並行して進めます。

目標達成に向け、取組の方向性を以下のように設定します。

<取組の方向性>

- 3-1. 温室効果ガスの排出を抑制・削減する緩和策の推進
- 3-2. 気候変動の影響に備える適応策の推進



高校生のイラスト

3-1. 温室効果ガスの排出を抑制・削減する緩和策の推進

- 2050年までのゼロカーボンシティの実現に向け、2033年度までに取り組むべき事項を示した「古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、緩和策を推進します。

表 4-16 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)家庭向け（家庭部門及び運輸部門）の緩和策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民による再生可能エネルギーの導入や、燃料電池等の非化石エネルギーの活用を推進します。 ・家庭で実施可能な緩和策（省エネ行動、省エネ機器への更新、ZEH、エコドライブ等）の取組を啓発・推進します。
(2)事業者向け（業務部門及び産業部門、運輸部門）の緩和策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の再生可能エネルギーの導入や、燃料電池等の非化石エネルギーの活用を推進します。 ・事業者が実施可能な緩和策（省エネ行動、省エネ機器への更新、ZEB、エコドライブ等）の取組を啓発・推進します。
(3)市の公共機関としての緩和策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会の形成のため、市が行うまちづくりや公共施設において再生可能エネルギーの導入や、燃料電池等の非化石エネルギーの活用を推進します。 ・市職員及び公共施設における緩和策（省エネ行動、省エネ機器への更新、ZEB、エコドライブ等）を積極的に推進します。

表 4-17 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
温室効果ガス総排出量の削減割合	375 千 t-CO ₂ (2020 年度実績)	2013 年度比 ● %削減	基準年度は国の考え方にあわせて 2013 年度とする。
公共施設の再生可能エネルギー導入施設数	7 施設 (2022 年度実績)	● 施設	
古賀市の公共施設における温室効果ガス排出量の削減割合	41.9%削減 5,423 t-CO ₂ (2022 年度実績)	2013 年度比 ● %削減	基準年度は国の考え方にあわせて 2013 年度とする。
グリーン購入の調達率	98.4% (2022 年度実績) ※文具類のみ	● %	

3-2. 気候変動の影響に備える適応策の推進

- 気候変動の影響に対して適応していくための取組を示した「古賀市地域気候変動適応計画（古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に包含）」に基づき、適応策を推進します。

表 4-18 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)家庭向けの適応策の推進	・家庭で実施可能な適応策の取組を啓発・推進します。
(2)事業者向けの適応策の推進	・事業者が実施可能な適応策の取組を啓発・推進します。
(3)市の公共機関としての適応策の推進	・市のまちづくりの取組として地域特性に合った適応策の推進を行います。

●各主体の役割

市民の役割

(日々の生活)

- 省エネ行動や環境配慮行動に取り組みます。
- クールビズ・ウォームビズを実施します。
- 熱中症を予防するため、適切に空調を使用します。

(外出時)

- 近場への移動は徒歩や自転車を利用し、公共交通機関を積極的に活用します。
- 車の運転は、エコドライブを実践します。

(買い替え・建て替え・設備の導入)

- 戸建て住宅は ZEH 化を検討します。
- 省エネ性能が高い空調や照明器具、家電製品、給湯器などを選択します。
- 太陽光発電システムや太陽熱温水器などの再生可能エネルギー設備を導入します。
- HEMS、蓄電池などを導入し、エネルギーを効率的に使います。
- 電気自動車やハイブリッド自動車など、環境負荷の少ない自動車を選択します。

事業者の役割

(日々の業務)

- 省エネ行動や環境配慮行動に取り組みます。
- 冷暖房の温度を適正に設定し、クールビズ・ウォームビズを実施します。
- エネルギーマネジメントを実施し、エネルギー使用量の把握と省エネに取り組みます。
- 日除けの設置や窓への遮熱材の導入、屋外作業場におけるミストの実施、グリーンカーテンの育成など、身近な暑さ対策に取り組みます。
- 効率の良い物品運送に取り組みます。
- 使用電力における再生可能エネルギーの割合向上に取り組みます。
- エコ事業所への登録やエコアクション 21 の認証取得を検討します。
- 豪雨災害などの緊急事態に備え、BCP（事業継続計画）を作成します。

(外出時)

- ノーマイカーデーを設定して近場への移動は徒歩や自転車を利用します。また、公共交通機関を積極的に活用します。
- 車の運転は、エコドライブを実践します。

(買い替え・建て替え・設備の導入)

- 建築物の ZEB 化を検討します。
- 省エネ性能が高い照明器具、オフィス機器、給湯器などを選択します。
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを導入します。
- 電気自動車やハイブリッド自動車など、環境負荷の少ない自動車を選択します。

第4節 資源循環

環境目標4 | 4Rを推進するごみの少ないまち

●現状と課題

地球上の資源には限りがあります。これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、気候変動問題や海洋プラスチックごみ問題など、様々な環境問題を引き起こす要因になっています。

本市の家庭系ごみ（1人1日当たり）のごみ処理量は、近年横ばい傾向にあります。これまで、3Rに関する市民への啓発や生ごみの減量、分別収集による資源化などの施策は、おおむね実施してきており、市民のごみの減量・資源化の意識は高いものとなっています。

今後はごみの減量・資源化施策として、これまでの3Rに Refuse を加えた「4R」の推進や、ライフスタイルに合わせた啓発、資源化する品目を増やすなどのリサイクル率を上げる施策を充実していくことで、ごみの排出量を減らしていくことが必要です。

事業所のごみ処理量（1人1日当たり換算）は、近年緩やかな減少傾向にあります。これまでに、多量排出事業者への事業系ごみの適正処理の指導や、市内事業者への訪問調査・啓発、優良事業者への表彰制度などの施策を実施し、事業系ごみの減量化と資源化に努めてきました。

効果を引き続き継続させるため、今後も適正な排出・処理の指導、実態を把握する調査やごみの減量・資源化に向けた啓発や情報提供を推進する必要があります。

清掃工場や啓発活動の写真など

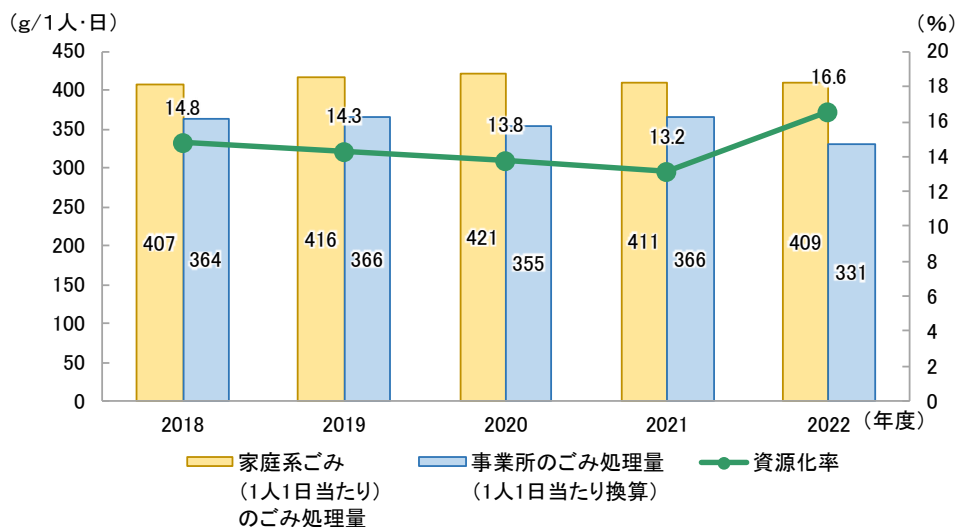


図4-6 1日1人当たりのごみ処理量の推移

●取組の方向性

限りある資源を有効に活用するため、4Rの取組を推進し、ごみが少なく、資源が循環するまちをめざします。

目標達成に向け、取組の方向性を以下のように設定します。

<取組の方向性>

- 4-1. 家庭における4Rの推進
- 4-2. 事業所における4Rの推進
- 4-3. プラスチック・スマートの推進

高校生のイラスト

4-1. 家庭における4Rの推進

- 4Rの推進に向け、市民に分かりやすく情報を提供します。
- 生ごみを減量するための水切りやマイバッグなどを普及啓発します。
- リサイクル率を上げるための施策を拡大していきます。

表 4-19 施策と主な取組

施策	主な取組
(1) 4Rの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや環境講座等を通じて、4Rの推進にむけた市民啓発を行います。
(2) 生ごみの減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量に効果的な方法（極力濡らさない、水切り、堆肥化等）を普及啓発します。 ・食品ロス削減に向けた取組（普及啓発、フードドライブ、てまえどり等）を推進します。
(3) 資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集カレンダーの配布、情報発信、出前講座の実施、集団回収の実施等により、分別収集を啓発します。 ・地域の分別に関する状況を把握し、適切に行われていない地域には改善策を提案します。 ・分別品目や回収場所、回収方法の改善を検討します。

表 4-20 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
1人1日当たりの生活ごみ排出量	— g (2022年度実績)	● g	
リサイクル率	— % (2022年度実績)	● %	「事業所における4Rの推進」と共通の指標

4-2. 事業所における4Rの推進

- 4Rの推進に向け、事業者に分かりやすく情報を提供します。
- 事業系ごみの実態を把握するとともに、事業者に適正な指導及び啓発を行うことで、ごみの減量と資源化を推進します。

表 4-2 1 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)ごみの減量と資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者にごみの減量と資源化に関する情報提供、指導及び啓発を行います。 ・ごみの適正処理・減量・資源化に積極的に取り組む優良事業所を認定し、表彰します。 ・食品廃棄物や古紙などについて、新たな資源化ルートを構築します。

表 4-2 2 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
事業所のごみ排出量（1人1日当たり換算）	— g （2022年度実績）	● g	
リサイクル率	— % （2022年度実績）	● %	「家庭における4Rの推進」と共通の指標

4-3. プラスチック・スマートの推進

- プラスチックの正しい処理やリサイクル方法を広め、バイオマスプラスチックや代替素材などを理解しながら、プラスチックと賢く付き合っていく、「プラスチック・スマート」を推進します。

表 4-23 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)日常的な取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバック・マイボトル等、プラスチックごみ削減に関して情報提供や啓発を行います。 ・海岸清掃活動の推進等により、海洋プラスチックごみ問題の改善に貢献します。
(2)プラスチックの資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・製品プラスチックの分別収集方法を検討します。

●各主体の役割

市民の役割

(ごみを出す前に)

- 資源物の分別を徹底します。
- ごみをなるべく濡らさないようにします。また、生ごみの水切りをします。
- コンポスト容器などで生ごみを堆肥化し、利用します。
- 食べない缶詰などは、フードドライブへ寄付します。
- 着なくなった服はリユースショップなどで売却します。

(外出時)

- マイバッグ、マイボトル、マイカトラリー（はし、スプーン、フォーク）を持ちます。

(買い物)

- 食材は使い切ることができる量を購入します。
- 詰め替え用の商品やばら売り・量り売り商品を購入します。
- お店で食材を購入する際、手前にある商品から選ぶ「てまえどり」に協力します。
- 包装紙や保存用の箱を断ります。
- まちで配布している不要なチラシ、フリーペーパーを断ります。

事業者の役割

(日々の業務)

- 資源物の分別を徹底します。
- グリーン購入を推進します。
- 梱包材や容器包装などの減量化に取り組みます。
- 節水やペーパーレス化など、省資源化に取り組みます。

(食品の販売、食事の提供)

- 食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組みます。
- 「てまえどり」を推進するなど、消費期限内の食品廃棄削減に取り組みます。
- 必要な量だけ買うことができるように、ばら売りや量り売りを進めます。
- 生ごみ処理機などで生ごみを減量化します。

(商品・サービスの販売、提供)

- 買い物客のマイバッグ持参を推進します。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進します。
- ごみの出にくい商品の設計、使用済み商品の再使用及び再生利用など、ごみの減量に向けた工夫をします。

第5節 環境意識と行動

環境目標5 | みんなが環境について考え、行動するまち

●現状と課題

市の豊かな環境を守り、次世代へ引き継いでいくためには、市民・事業者・市のそれぞれが環境について考え、共働して環境保全に取り組んでいく必要があります。

市では、ぐりんぐりん古賀などとの共働により、毎年様々な環境保全活動や環境体験講座などを開催しており、「大根川一斉清掃」には、毎回数百人が参加しています。また、海洋プラスチック問題の社会的な関心の高まりなどにより、自主的にボランティア活動に取り組む市民が増加するなど、市民の環境意識は高まっています。

環境教育の面では、市内小学校において、グリーンカーテンの効果や資源循環、地産地消、SDGsなど、地球に住むわたしたちを取り巻く様々な問題について学ぶことができる授業を実施しているほか、大根川の親水空間を活用して「川の学習」講座を開催しています。また、市民向けには気候変動やSDGs、市内の生きものなどに関する講座を開催しています。今後は、人と動物の健康と環境の健全性を一体として考える「ワンヘルス」などの新しい考え方も取り入れながら、教育を推進していく必要があります。

また、このような活動を推進するためには、環境に関する専門的な知識や経験を持つ人材が必要不可欠ですが、市ではこのような担い手の高齢化が課題となっているため、環境教育の担い手育成を推進します。

大根川一斉清掃または
海岸清掃の写真

環境講座や保全活動の写真

環境講座や保全活動の写真

●取組の方向性

環境保全活動に主体的に参加し、責任ある行動ができる人を育てる環境教育や支援を推進します。自ら行動し、みんなで協力してよりよいまちを目指します。


目標達成に向け、取組の方向性を以下のように設定します。

<取組の方向性>

5 - 1. 環境に配慮した行動の促進

5 - 2. 環境教育の充実

5 - 3. 環境保全活動に関わる個人・団体との連携強化



高校生のイラスト

5-1. 環境に配慮した行動の促進

- イベントの開催、情報発信、普及啓発活動などにより、取組の環を広げていきます。
- 人と動物の健康、環境の健全性は一つとして、一体的にみんなですべて守っていかうと考え、行動していく「ワンヘルス」の普及を推進します。

表 4-24 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)環境保全活動、イベント等の開催による普及啓発	・環境関連イベントを開催するとともに、市内における環境保全活動や各種講座等について広報周知を行い、環境に関する意識の向上及び環境活動の推進を図ります。
(2)事業者と連携した環境保全活動の推進	・事業者と連携した環境保全活動を推進します。
(3)ワンヘルスを意識した行動の促進 ※具体的な取組例については P.70	・ワンヘルスを学校教育に組み込み、未来を担う世代への普及を推進します。 ・ワンヘルスに関する広報やイベントでの普及啓発活動、講座の開催等により、市民への普及を推進します。
(4)様々な主体による環境美化活動の促進	・個人、自治会や校区コミュニティが実施する地域の環境美化活動を支援します（周知、ごみ袋の支給、ごみの回収等）。 ・「地域貢献をしたい」という意思をもつ企業や事業所が、美化活動を行う古賀市アダプトプログラムを推進します。

表 4-25 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
環境保全活動に参加している市民の割合	25.7% (2022 年度実績)	● %	市民アンケートにより把握：「環境保全活動に参加している」人の割合
アダプトプログラム登録団体による清掃活動回数	●回 (2022 年度実績)	●回	

5-2. 環境教育の充実

- 子どもから大人まであらゆる世代に対して、家庭から地域、事業所などのあらゆる場所において、環境について学ぶ場や機会を提供します。
- 環境教育の担い手の育成に努めます。

表 4-26 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)学校における環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での環境教育・環境学習を推進します。 ・高校における環境に関する取組を積極的に支援します。
(2)様々な主体への学習の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する様々な講座を開催します。 ・海津木苑（し尿処理施設）の施設見学を通じて、循環型社会の理解を深めます。 ・古賀市環境人材バンク制度により、市民・事業者・学校等が環境教育や研修会を開催する際に、様々な分野の講師派遣を行います。
(3)環境教育を行う担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・古賀市環境人材バンク制度の積極的な運用により、環境教育を行う担い手を育成するとともに、活動の場を広げます。

表 4-27 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
環境に関する出前講座の参加人数	●人 (2022 年度実績)	●人	
環境人材バンク制度による環境アドバイザー派遣件数	●件 (2022 年度実績)	●件	

5-3. 環境保全活動に関わる個人・団体との連携強化

- ぐりんぐりん古賀と連携して環境全活動を推進します。
- 小中高校、市民団体、企業など、多様な主体の参画を促し、お互いが学び合い、交流しながら「自ら環境について考え、意識して行動する」気運を醸成します。

表 4-28 施策と主な取組

施策	主な取組
(1)ぐりんぐりん古賀との共働による環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐりんぐりん古賀が実施する事業について、市と連携して推進します。 ・ぐりんぐりん古賀が実施している様々な活動の内容を、メディア等を活用して広く周知します。また、ぐりんぐりん古賀が主催する環境関連イベントを広報することにより、様々な主体の参画を促し、会員数の増加につなげます。
(2)様々な主体が交流する機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・小中高校、市民団体、企業等、多様な立場の団体がお互いの活動方法について学び合い、交流できる機会を創出します。

表 4-29 指標と数値目標

指標	現状値	目標値	備考（設定の考え方）
ぐりんぐりん古賀が開催する環境保全・啓発活動への参加人数	●人 (2022 年度実績)	●人	

●各主体の役割

市民の役割

- 環境問題に関心を持ち、理解を深めます。
- ぐりんぐりん古賀や市のホームページ、広報誌などから、市の環境情報を得ます。
- 環境美化活動などの環境保全活動に積極的に参加します。
- 環境に関するイベントや講座などに参加します。
- 古賀市環境人材バンク制度を活用して、環境講座や体験活動を開催・受講します。
- 環境に関する知識や経験を持っている人は、古賀市環境アドバイザーや古賀市環境サポーターに登録します。

事業者の役割

- 古賀市環境人材バンク制度を活用するなどして、従業員への環境教育を進めます。
- 環境に関するイベントに参加・協力します。
- 環境に関する調査に協力します。
- 古賀市で環境保全に取り組む団体などに対して支援を行います。
- 市民や市との情報交換を行うなど、活動の協力・連携を図ります。

第6節 市の施策における共通テーマ

本計画に示す施策の中には、本市の現状や社会動向などを踏まえ、各分野を横断して、重点的に取り組むべきものがあります。そこで、本市がめざす環境像を実現するために、重点的に取り組んでいくべき施策を共通テーマとして位置づけます。

共通テーマを構成する個々の施策は環境像を実現するための取組と同じですが、環境分野を横断して取り組むことで共働の環がさらに広がることを期待しています。

次ページより、共通テーマごとに市が実施する施策を整理したものを示します。

2つの共通テーマ

共通テーマ1：

人と環境が共生するゼロカーボンシティの実現

共通テーマ2：

ワンヘルス(人と動物の健康、環境の健全性は一つ)の推進

共通テーマの設定にあたっての視点

- 分野横断的な視点で取り組むことができること
- 本市の現状や社会動向などを踏まえ、早期に実施することが望ましいこと
- 環境だけでなく、社会・経済の幅広い分野の課題解決に繋がること

共通テーマ1：

人と環境が共生するゼロカーボンシティの実現

● 概要

本市は、市の豊かな自然を守り、誰もが安心して暮らせる持続可能で豊かな環境を次世代につないでいくため、「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ」の実現をめざしています。

ゼロカーボンの取組推進にあたっては、市民や事業者に地球温暖化防止に対する一層の理解と協力を促し、脱炭素社会の実現に向けて、市全体で一体となって取組を進めていきます。

市民や事業者の取組例

- ・家庭における省エネルギー行動を促す普及啓発を行う
- ・事業者への助成制度などに関する情報提供を行う
- ・住宅、事業所への再エネ設備（太陽光発電等）の導入を促進する
- ・ぐりんぐりん古賀との共働による地球温暖化対策の取組を継続する など

市の取組例

- ・市の公共施設における再生可能エネルギーの導入を促進する
- ・市の施設の新築・更新時などに省エネ設備の導入を促進する
- ・公用車の電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）の計画的な導入を促進する
- ・先端技術を持つ市内企業などと連携した取組を促進する
- ・森林整備による健全な森林の育成・管理を行う など

これらの取組は、自然環境や住環境、景観への配慮など、地域の良好な環境の保全とのバランスを考慮して進めることとします。

また、家庭や公共施設への自家消費型の太陽光発電や蓄電池などの普及による防災力の向上、新たな産業が生まれることによる地域経済の活性化など、地域課題の解決にもつながるように取り組みます。

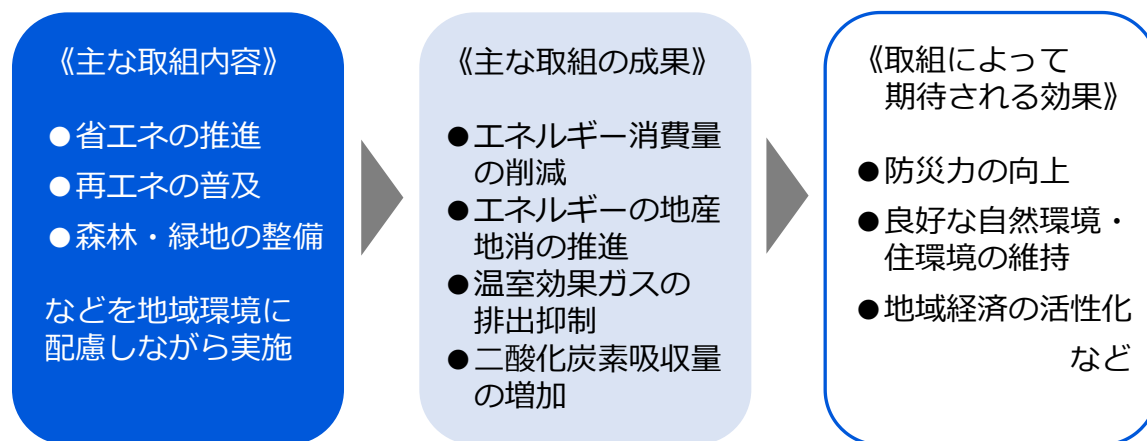


図 4-1 取組による効果のイメージ

● 推進する施策と取組（各環境分野の施策から特に関連する施策を抜粋・要約）

表 4-30 共通テーマを推進するための施策と取組

環境分野	施策	取組
1.自然環境	生息・生育環境の保全	・生物多様性の保全と密接に関わる地球温暖化対策と相互に関連し合いながら、生物多様性の保全を推進します。
	森林の保全と活用	・森林の保全活動を実施します。
	農地の保全と活用	・遊休農地の解消等に取り組みます。
3.気候変動	家庭向け(家庭部門及び運輸部門)の緩和策の推進	・再生可能エネルギーの導入や、燃料電池等の非化石エネルギーの活用を推進します。 ・緩和策(省エネ行動、省エネ機器への更新、ZEH、エコドライブ等)の取組を啓発・推進します。
	事業者向け(業務部門及び産業部門、運輸部門)の緩和策の推進	・再生可能エネルギーの導入や、燃料電池等の非化石エネルギーの活用を推進します。 ・緩和策(省エネ行動、省エネ機器への更新、ZEB、エコドライブ等)の取組を啓発・推進します。
	市の公共機関としての緩和策推進	・市が行うまちづくりや公共施設において再生可能エネルギーの導入や、燃料電池等の非化石エネルギーの活用を推進します。 ・市職員及び公共施設における緩和策(省エネ行動、省エネ機器への更新、ZEB、エコドライブ等)を積極的に推進します。
5.環境意識と行動	環境保全活動、イベント等の開催による普及啓発	・温暖化対策に関する各種講座等について広報周知を行い、環境に関する意識の向上及び環境活動の推進を図ります。
	学校における環境教育の推進	・温暖化対策に関する環境教育・環境学習を推進し、一人ひとりの省エネに対する意識向上などをめざします。
	様々な主体への学習の場の提供	
	ぐりんぐりん古賀との共働による環境保全活動の推進	・ぐりんぐりん古賀が実施する温暖化対策に係る事業について、市と連携して推進します。

共通テーマ2：

ワンヘルス(人と動物の健康、環境の健全性は一つ)の推進

→「ワンヘルス」の説明は、p.14 参照

● 概要

本市は、「古賀市ワンヘルス推進宣言」を表明しています。これに基づき、環境に関する様々な施策や取組は、このワンヘルスの理念のもとで実施することとしています。

地域やボランティア、関係機関との連携により、ワンヘルスの取組を推進することにより、環境保全及び人と動物の共生する地域社会づくりをめざします。

古賀市ワンヘルス推進宣言の概要

- ・人と動物の健康と環境の健全性は一つと考えるワンヘルスの理念のもと、県の取組に連携・協力しながら、実践を進め次世代に継承していきます。
- ・環境保全や人と動物の共生社会づくり、自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり、自然と調和した産業の振興などに向けた活動に取り組みます。

取組の例

- ・ワンヘルスの認知度拡大に向けた普及啓発を行う
- ・動物の適正管理・終生飼養、動物愛護に関する普及啓発を行う
- ・地域猫活動の推進
- ・ワンヘルス教育実践のための道徳教材の普及に努め、学校での授業等でも広く取り入れる
- ・スポーツのきっかけ作りに関する取組や、健康づくりにつながる運動・スポーツイベントを開催する
- ・人や動物の健康を維持するために環境に配慮した農業を支援する
- ・地産地消や旬の食材を取り入れることが健康増進や環境保全につながることの普及啓発を行う

● 推進する施策と取組（各環境分野の施策から特に関連する施策を抜粋・要約）

表 4-3 1 共通テーマを推進するための施策と取組

環境分野	施策	取組
1.自然環境	農地の保全と活用	・遊休農地の解消に取り組みます。
	地産地消の推進	・環境負荷低減のため、地元農産物の地産地消を推進します。
	自然とのふれあいの場の保全	・自然環境に配慮した都市公園を適切に維持・管理します。 ・市民と協力して「愛され、親しまれるふるさとの川づくり」を推進します。
	自然とのふれあい機会の創出	・生物多様性に関する理解や関心を高めるための環境講座や普及啓発活動を実施します。 ・学校教育において生物多様性に関する授業を取り入れ、自然とふれあい、自然への興味・関心を高める機会を創出します。
2.生活環境	ペット等の適正飼育	・ペットの適正な飼育方法や 動物愛護に関する啓発活動を推進します。 ・地域で飼い主のいない猫の適正な管理・不妊去勢手術を行う「地域猫活動」を推進します。
5.環境意識と行動	ワンヘルスを意識した行動の促進	・ワンヘルスを学校教育に組み込み、未来を担う世代への普及を推進します。 ・ワンヘルスに関する広報やイベントでの普及啓発活動、講座の開催等により、市民への普及を推進します。

第5章

開発事業における環境配慮指針

現在、作成中

写真掲載予定

第6章

計画の着実な推進に向けて

第1節 計画の推進体制	76
第2節 計画の進行管理	78

写真掲載予定

第 1 節 計画の推進体制

計画を着実に推進していくためには、多くの人々が参加し、取り組みを進めていく必要があります。

そこで、古賀市が実施する施策・事業を総合的かつ計画的に進めるための庁内の組織体制及び、より多くの人々が取り組みに参加するための市民参加の推進体制を確立します。

具体的には下図に示すとおり、市長の諮問機関である「古賀市環境審議会」、市と共働の取組を推進する市民ネットワーク組織「ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）」、庁内での施策・取組を検討する組織である「古賀市環境政策調整委員会」が連携・協力しながら計画を推進していきます。また、広域的あるいは地球規模の視点での取り組みが必要な事項については、他の地方公共団体や国などと連携・協力を図りながら進めていきます。

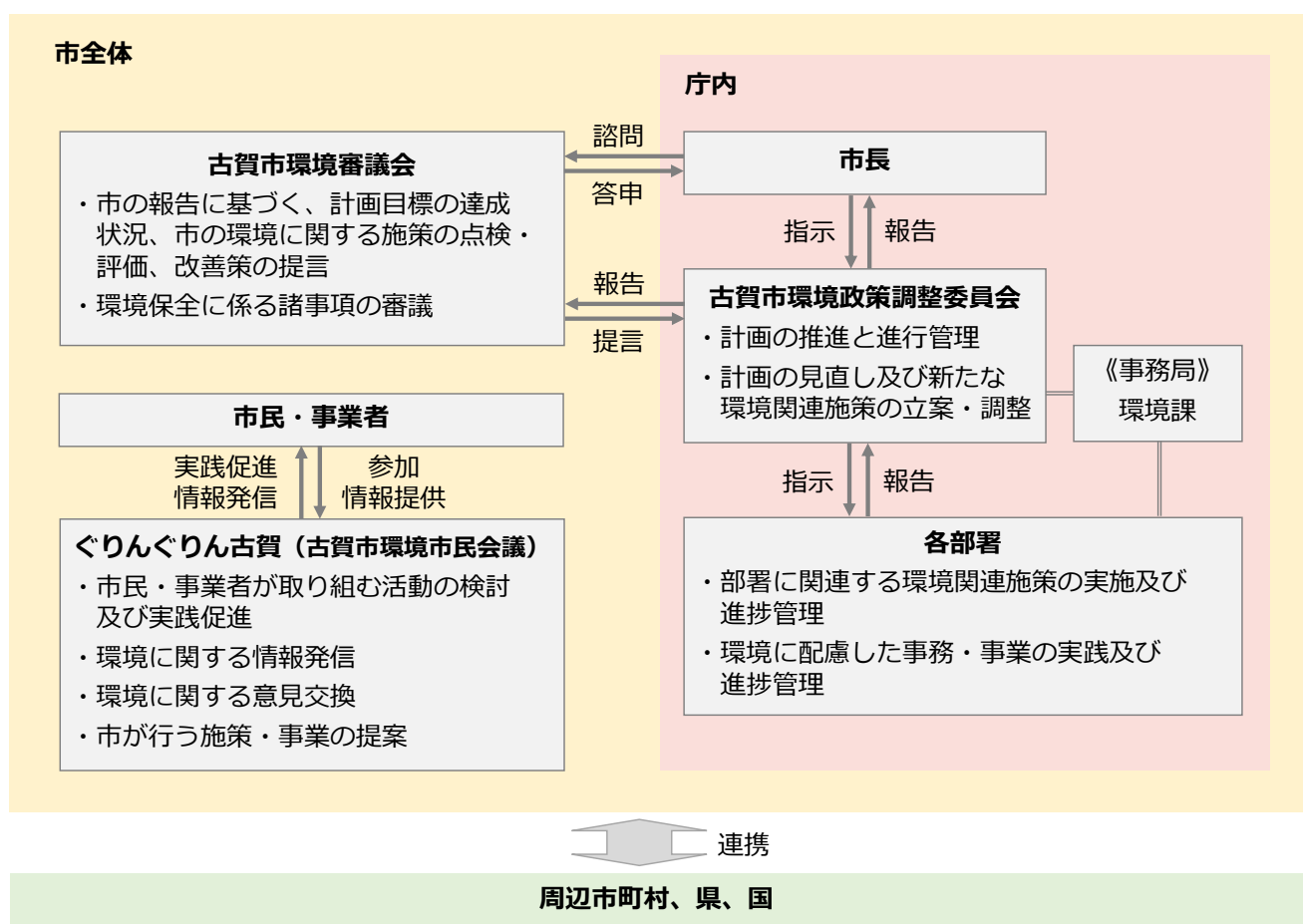


図 6 - 1 計画の推進体制

(1) 古賀市環境審議会

古賀市環境審議会は、市長の諮問機関であり、学識経験者、市民、事業者などから構成されます。

古賀市環境審議会は、環境保全に係る諸事項を調査審議するとともに、古賀市の報告に基づく計画目標の達成状況、古賀市の環境に関する施策を点検・評価し改善策を提言します。

(2) ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）

ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）は、人と自然が共生し、持続的に発展することができる「共働の環」の実現のため、多様な主体（市民・ボランティア団体・事業者・行政など）が、集い・活動する、開かれた共働ネットワークです。公募によってメンバーを募集し、計画を推進するための市民、事業者が取り組む活動を検討し、実践促進します。また、市民、事業者などの情報交換の場としての役割も果たし、計画推進のため、施策・事業の提案も行います。

(3) 古賀市環境政策調整委員会

古賀市環境政策調整委員会は、環境施策に関連する部課で構成される組織であり、計画の推進と進行管理を行うとともに、計画の見直し及び新たな環境関連施策の立案及び調整を行います。

また、環境分野全般にわたり、全庁的な事案に関して議論・検討を行い、それに基づいて環境審議会へ報告を行います。

第2節 計画の進行管理

(1) 進行管理の流れ

古賀市は、計画の目標や市が行う環境関連施策の点検・評価、見直し・改善を行うとともに、それらが適切に行われているかのチェックを図6-2に示すようなPDCAサイクルで行います。さらに、その結果を古賀市環境審議会が点検・評価することにより、計画の進行管理を行います。

市民や事業者の取り組みの実践状況については、ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）が年間の活動報告会を開催するなど、点検・評価していくための仕組みを検討していきます。

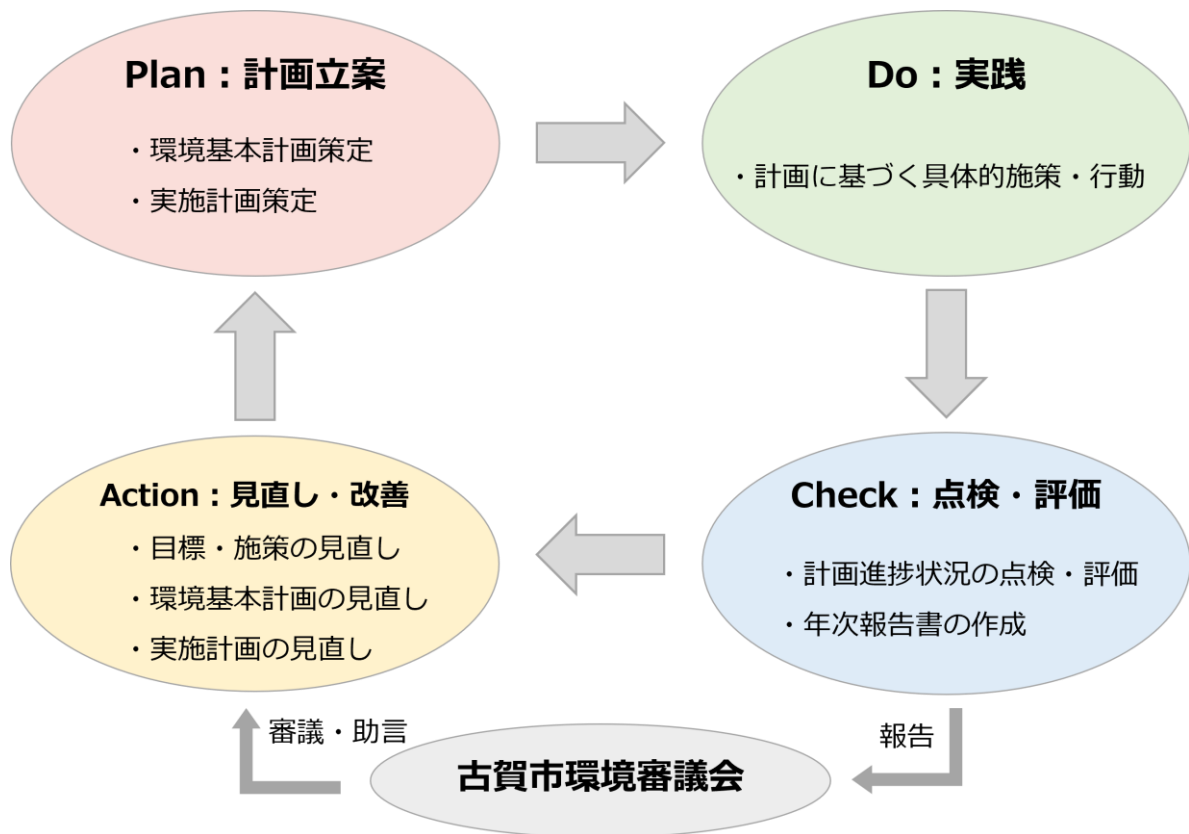


図 6-2 計画の進行管理

(2) 年次報告書の作成・公表

計画の進捗状況や古賀市の環境状況を把握し、課題を明らかにして、今後の取り組みに活かしていくために、年次報告書「古賀市環境報告書」を作成し、公表します。また、ぐりんぐりん古賀（古賀市環境市民会議）の活動についても同様の報告書を作成します。

(3) 実施計画書の作成

年次報告書に掲げられた課題を解決するために取り組む環境関連施策を明らかにした実施計画を作成します。この実施計画は、5年を1期として定め、毎年ローリングにより、見直しを行うものとしします。

資料編

現在、作成中

第3次古賀市環境基本計画

発行：2024（令和6）年3月

発行元：福岡県古賀市市民部環境課

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号

TEL 092-942-1111 FAX 092-942-3758